

動物管理実務のしおり

宮崎県環境保健部
環境衛生課

(昭和61年3月)

目 次

内 容	番 号
犬取締条例の施行について	動管-1
犬鑑札等の処分について	動管-2-①
犬管理所の管理運営について	動管-3-⑤-①～⑤
県有自動車による犬の運搬に伴う運転実施要領の施行について	動管-4-③-①～③
犬捕獲器の取扱いについて	動管-5-②-①～②
宮崎県犬管理所勤務員宿舍の管理について	動管-6-②-①～②
捕獲犬払い下げ申請の取扱いについて	動管-7-②-①～②
犬取締条例及び犬取締条例施行規則の全部改正について	動管-8-⑩-①～⑩
麻酔銃の取扱要領について	動管-9-A-④-①～④
麻酔銃の取扱いに関する要領の運用について	動管-9-B-⑥-①～⑥
野犬及び放し飼い犬の追放運動実施要領	動管-10-③-①～③
狂犬病予防法の施行細則の一部改正について	動管-11-⑤-①～⑤
犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について	動管-12-A-③-①～③
犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について	動管-12-B-②-①～②
不用ねこ引取り業務実施要領	動管-13-A-③-①～③
不用ねこ引取り業務実施要領（一部改正）	動管-13-B-③-①～③
宮崎県危険な動物の飼養及び保管に関する条例の解説	動管-14
咬傷犬の観察及び処分依頼並びに処分願提出済犬の譲渡依頼に対する事務の取り扱いについて	動管-15
「大型犬の適正な飼養及び管理に関する指導要領」の制定について	動管-16

狂犬病予防法及び犬取締条例違反に係る「指導書」について	動管-17
動物ふれあい啓発推進事業の推進について	動管-18
動物ふれあい教室開催要領	動管-18-A
仔犬の里親さがし実施要領	動管-18-B

動管-1

ハツ 2 4 2 ~ 3 8 7

F 点 2.1 6 8

注①

各 保 護 所 長
各 首 長 署 長

殿

衛 生 部 長

県 警 察 本 部 長

犬取締条例の施行について (通知)

犬による被害対策については、従来、衛生的見地からは、狂犬病予防法があり、公安維持の面からは、軽犯罪法、留置法等があつて処理されてきたが本県においても最近犬による被害が顕著し、これらの法を補足する条例制定の必要性が強く要求された。このような社会の要求により、さる昭和39年12月25日宮崎県条例第41号「犬取締条例」(以下「条例」という。)が公布されたが、この条例は、犬による被害を防止するため、飼犬の管理を適正にし、社会生活の安全を確保することを目的としたものである。

保健所長及び警察署長は、下記事項に留意し、相互に協力のうえ、同条例制定の目的に添うようその運用に努められたい。なお知事の権限は、地方自治法の規定に基づき、規則によつて保健所長に委任しているため保健所長の名において諸般の事務を処理できるが、公安委員会の場合は警察署長に権限委任したのではなく、専断代行させることになるので警察署長はあくまで公安委員会の名において事務を処理することになる。

記

1. 犬取締条例の要旨

(1) 目 的

犬による被害を防止するため、飼犬の管理を適正にし、公安、衛生両面に亘る広い意味の社会生活の安全を確保する。

(2) 飼育者及び飼犬の定義を示した。

(3) 飼育者の守るべき事項

人畜に危害を加え、人に迷惑をかけるおそれがないようにけい留等の適切な方法で管理し、公共の場所の衛生保持、犬の表示等を義務づけた。

(4) 事故発生時の措置

イ 犬が人に危害を加えたときは、直ちに被害者を救護するとともにその旨知事又は公安委員会に届出る。

ロ 知事又は公安委員会は、前項の危害及びその他犬の被害の届出を受理したときは、飼犬の管理について適切な指示を行う。… 罰則適用

(5) 措置命令

イ 知事は、遵守事項の違反について必要な措置命令をする。… 罰則適用

ロ 公安委員会は、遵守事項の違反について犬取締条例施行規則の定めるところにより知事に通報する。

(6) 立入調査

イ 知事は、当該職員をして、この条例施行上やむを得ない場合必要な

限度において関係場所に立ち入り調査又は質問させる。

ロ 公安委員会は、知事からの要請があつた場合は関係場所に立ち入り調査又は質問させることができる。

(7) 罰 則

イ 措置命令違反者には、3万円以下、事故発生時の指示に対する違反者及び正当な理由なく立入調査又は質問を拒んだ者に対してはそれぞれ1万円以下の罰金刑が科せられる。

ロ 飼育者の同居人又はこれに準ずる者が、措置命令に違反したとき、又は、事故発生時の指示に違反したときは、当該行為者及び飼育者に対し、3万円以下又は1万円以下の罰金刑が科せられる。

2. 犬取締条例の運用について

条例の各条についてそれぞれ説明してあるので、これに基づき運用される。

(別紙その人)

第1条 (目的)について

この条例は飼犬、野犬の全すべてを含めた犬による被害の予防と事故拡大の防止を目的として制定されたものであるが、野犬に対する処置については、狂犬病予防法、鳥獣保護および狩猟に関する法律に定められた方法以上の規制が法理上問題があるので飼犬の管理についての規制を行なうことにした。ここにいう「社会生活の安全」とは、公安維持による社会生活の安全のみならず犬による環境の汚染等公衆衛生面をも考慮した広い意味において、これを把握し、この確保を図ることを目的としている。

第2条 (定義)について

「飼育者」とは、狂犬病予防法にもとづく登録の如何を問わず、その犬が客観的にその人の犬であると認められている、いわゆる所有者または他人から依頼されて自己の責任においてこれを飼育し、管理しまたは支配している、いわゆる管理者をいう。従つて所有者、管理者以外の者が、口常餌を与えあるいは手入を行なっている場合は、単なる補助者であり飼育者とはいえない。

第3条 (飼育者の守るべき事項)について

犬の飼育者が第1条の目的達成のための守るべき事項を定めたものである。第1項の「飼犬が人畜に危害を加え、又は人に迷惑をかけるおそれがないように」については第1条の社会生活の安全を確保する基準を示したもので、具体的な各事例に応じて弾力的に解釈運用しなければならない。また「けい留等の適切な方法により管理する」の「けい留」は常時飼育者の支配下における適正な管理方法を例示したものである。従つて「けい留等」とは全面的けい留を義務づけたものではないが、けい留以外の方法による場合であつても、これと同視し得るような方法によることが必要である。

すなわち人畜に危害を加えないようまた人に迷惑をかけないように犬を制暴し得る状態であればけい留の必要はない。従つて幼犬等で人畜に危害や迷惑を加えないことが主観的にも客観的にも明らかな場合は、第2項、第3項についてのみ考慮すればよい。

第2項は、飼犬に公共あるいは他人の場所物件等を損傷したり汚染したりさせてはならないことが定められている。

第3項の「犬を飼育している旨の表示」は、犬取締条例施行規則(以下「規

則」という)第2条(様式第1号)でその様式を定めている。この表示は公衆衛生の面において一括作成し廉価で頒布するのでこれを利用するよう指導されたい。

第4項の飼犬を捨てたいと希望するものについては、狂犬病予防法によりこれを引き取り処分されたい。

第4条 (事故発生時の措置)について

第1項は、飼犬が人に危害を加えたことを知つた飼育者は、直ちに被害者の救護等必要な処置を行ない、同時に口頭電話等最も早く伝達される方法によつて最寄りの保健所、または警察署に届出るとともに規則第3条(様式第2号)に定められた様式による届書を提出するよう義務づけたものである。第2項は、飼育者からの届出、被害者または第三者からの届出を受けた保健所長または警察署長はその実態を把握すると同時に飼育者の明らかなものについては被害発生状況に応じ、時期を失することなく、口答その他の方法により、その飼育者に対し被害者の救護その他飼犬の処置について、その被害発生の際、内容、状況等を勘案し、公安維持上、公衆衛生上必要な指示を行なうとともに規則第3条(様式第3号)に定められた様式による指示書を交付すること。

第3項において、前項の指示をする場合、保健所長と警察署長は、あらかじめ相互に協議をすることになつてはいるが、これ等の指示は、危害発生に際してのものであり、応急的な指示であるから事故発生に際して協議してはいるべきもので、応急性を失する場合もあるので、一般的に事前に予想される危害と指示事項を掲げた別表基準書に従つて行なうこととした。基準書以外の事項についてはその都度相互に協議するものとする。なお保健所長または警察署長がそれぞれ事故発生時の指示を行なつた場合は、指示書の写しを相互に送付し、加害犬の実態把握に努められたい。

第5条 (措置命令)について

第1項において飼育者が第3条の規定に違反している時は保健所長は、飼犬の管理について必要な命令を口答および指導票をもつて発し、これに従わないときは第7条により罰則を適用することになるが、この際、直ちに命令を発することなくまず飼育者の指導に努めるものとする。但し飼育環境上ま

それはその犬の性癖等から危害防止に必要と考えられるものについては、この限りでない。この措置命令については、違反している事実について、具体的に客観的に立証される事項を明確にしておかねばならない。

第2項において警察署長は、第3条違反者を保健所長に通報することになっているがこれも前項の趣旨に従いまず口頭および指導票をもつて飼育者の指導に努めるようにし、(別表2)の基準により措置命令を要すると認められるものについては、規則の定める様式(様式第5号)により保健所長に通報されない。通報は、記載事項を具体的に明確に作成し指導票と別に証拠文書があればこれを添付するものとする。保健所長が措置命令を発した場合、常時違反犬の実態把握ができるよう措置命令書の写しを警察署長へ送付されない。

事故発生時の指示と措置命令の関係およびこの命令指示の効力が何時まで継続するかについては、前に述べたように、事故発生時の指示は、発生した事故について応急的な処置をなし損害の拡大を防ぐためのものであるから、当該事故に結末をつける間の短期間のものであるので、指示を行なった犬で将来にわたって長期間当該加害犬に対し第3条についての措置を必要とする場合、措置命令を発して処置すべきである。また措置命令については当該飼犬がその飼育者の支配下にある間は、飼犬の飼育環境、性癖等に著しい変化のない限り有効である。

しかし当該飼犬の飼育者に異動があつたときは、措置命令の効力は中断するので、引き続き措置命令が必要と認められるときは、改めて措置命令の処置をとられたい。

第6条 (立入調査)について

この立入調査は、この条例の実施上必要最少限度に止むべきものであり、これにより県民の誤解を招くことのないよう注意されたい。

第2項により保健所長から警察署長に対し立入調査の要請を行なう場合は、(1)一定地域で被害が相ついで起つている場合、(2)地域的に義務違反が目立つており、当該職員の立入調査が容易でないというような場合、(3)犬の正しい飼い方の県民運動を行つているその期間、(4)一斉野犬掃蕩を行なう場合、等警察官の立入調査権の行使が必要と認められるとき一定の地域または

時期を定めて文書により要請するものとする。

その他通常の場合にあつても、当該職員から警察官に対し協力要請をする場合もあると考えられるが、これはここに云う立入調査権の行使ではない。

第3項は、何人も正当な理由がなく前2項の立入調査または質問を拒むことはできないと規定してあるがみだりに争ひ等おこさめよう留意されたい。

第4項により第1項および第3項の職員が立入調査を行なう場合、携帯する身分を示す証票は、第1項の当該職員にあつては、知事の発行する身分証明書(様式第6号)により、第2項の警察官にあつては、警察手帳とする。

第7条 (罰則)について

第1項により第5条第1項の措置命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金とされている

第2項により事故発生時の指示に従わなかつた者は、1万円以下の罰金とされている。

第3項による「飼育者の同居又はこれに準ずる者」とは、両罰規定を平易に表現したものであつて、その根本理念はこれと同様である。犬の飼育管理については、飼育者のみならず管理を行なっている家族同居人またはこれらと同視し得るべき者等は、共同責任のもとに管理責任を持つべきであるとしてこの両罰規定を設けた。

以上本条例の制定の理念と施行に当つての解釈運用について、方針を示したが、県民に対しこの趣旨の説明と啓蒙に努め、積極的な協力を得るよう指導されたい。

42
42/3 指導票 → 措置命令書 → 告発
指示書 — と同時に措置命令書を出す(研究課題)

別表1

条例第4条第2項及び第3項に基づいて行なう被害者の救護その他の飼犬の処置についての指示は

- (1) 被害者あるいは第3者またはある条件が加害犬を刺戟し、興奮させたか否か。
 - (2) 被害者の受けた傷が、犬による直接的な咬傷か、犬に起因する転倒、衝突等による二次的な傷害か。
 - (3) 被害者の受けた傷の部位および軽重の程度。
 - (4) 公共または他人の施設、財産に加えられた被害の程度。
 - (5) 同一飼犬による被害が反復または継続して起されたか否か。
- 等について検討し、その飼育者に対し、下記に準じて指示を行なうものとする。

も 被害者の救護について

- (1) 受けた傷の種類を問わず、後日細菌感染による化膿、後遺症等のことも考慮して、必ず医師の診療を速かに受けさせるよう指示すること。
特に咬傷の場合は治癒までの経過日数が一般の外傷に比し、長期間に及ぶのが普通であり、又創面が小さくとも傷は案外深く、化膿し易いので細心の考慮が必要である。
- (2) 犬による咬傷の場合は、狂犬病との関連性もあるので、医師の診療を受ける際には、犬による咬傷であることをあらかじめ明示して受診するよう指導すること。
- (3) 医師の診療を受けた後は必要に応じて被害者をその家庭まで送るか、または家族に連絡するよう指示すること。

2. 飼犬の処置について

- (1) 飼犬が人に危害を加えた場合は、理由を問わず全べて飼犬をけい留するよう指示すること。
- (2) 被害者の受けた傷が、犬の咬傷による場合は咬む動機等により、安全性の明らかなものを除くほかは狂犬病の罹患の有無について獣医師の診断を受けさせ、少なくとも2週間以上けい留して観察するよう指示すること。

この場合、当該事故が、加害犬を刺戟し、興奮させるような情勢の動機もなく発生した場合は特に注意するよう指導すること。

- (3) 発生した危害の程度、内容および事故発生の場所、犬の通常飼育されている場所、環境等を勘案し、必要に応じて、犬に口輪をかけ、またはおりに入れ、もしくはけい留の場所、方法等についても適当な指示を銜ない、事故の再発を防止すること。
- (4) 公共または他人の施設、財産に被害が加えられた場合においても、被害の動機、およびその状況、発生場所、犬の管理状況等を勘案して適切なけい留を行なうよう指示すること。

別表2

1. 重大な被害を与えたもの
2. 反復して被害を与えたもの
3. 条例第3条に違反し、口頭および指導票により指導をしたにもかかわらず、これを遵守せず、被害発生のおそれがあるもの。
4. 過去において被害を加へた犬、または産犬その他犬の性情からして一般の犬に比して、特に管理に注意を要するもので、被害発生のおそれがあるもの。
5. その他特に必要とおもわれるもの。

注②

別紙様式

所長・署長	第	号				
	昭	.				
課長	当該職員					
	警察官		(印)			
主任・係長	<u>指 導 票</u>					
	あなたは犬の飼育者として犬取締条例第3条の					
係員	規定に違反しているので次の事項を守るよう注意					
	してください。					
記						

飼育者住所						
飼育者氏名						
	種 類	名 称	指令	性別	毛 色	体 積
飼 犬				オス メス		
指 導 事 項						

上記のことについて確認いたしました。

昭

飼育者氏名 (印)

備考 犬取締条例第3条の規定を守らず、第5条第1項の指獣命令に従わない者は、5万円以下の罰金が科せられますから注意下さい。

	注 釈 事 項
注①	犬取締条例は昭和47年に全面改正されたので、別紙様式の指導票のみをしおりとして運用されたい。
注②	様式を一部改正
注③	別紙

所長・署長	第	号
課長	昭	
主任・係長	当該職員	印
係員	警察官	

指 導 票

あなたは犬の飼育者として宮崎県犬取締条例第3～6条の規定に違反しているので次の事項を守るよう注意してください

記

飼育者住所						
飼育者氏名						
飼 犬	種 類	名 称	年 令	性 別	毛 色	体 格
				お め す す		大 中 小
指 導 事 項						

上記のことについて確認いたしました

昭

飼育者氏名

備考 犬取締条例第3～6条の規定を守らず第8条第1項の措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金が科せられますから注意して下さい。

	第	号
	昭	
	当該職員	印
	警察官	

指 導 票

あなたは犬の飼育者として宮崎県犬取締条例第3～6条の規定に違反しているので次の事項を守るよう注意してください

記

飼育者住所						
飼育者氏名						
飼 犬	種 類	名 称	年 令	性 別	毛 色	体 格
				お め す す		大 中 小
指 導 事 項						

備考 犬取締条例第3～6条の規定を守らず第8条第1項の措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金が科せられますから注意して下さい。

動管-2-①

F J 4 0
2 4 2 ~ 2 0 1
昭. 4 3 . 5 . 2 0

(様式)

各保健所長 殿

衛生部長

食品等取扱条例による諸証票および犬鑑札等の処分について (通知)

このことについて、下記物品については、有効期間満了後主管課あて送付し、一括処分しておりますが、今後は貴所において宮崎県財務規則第166条によって処分されるよう通知します。

なお、処分した場合はすみやかに別様式により報告書を提出してください。

記

- | | | |
|-----------|-------------|-------|
| 1 食品等取扱証票 | 2 行商鑑札 | 3 合格証 |
| 4 犬鑑札 | 5 狂犬病予防注射済票 | |

物品廃棄処分報告書

このことについて、昭和 年度の下記物品を処分したので報告します。

記

物品名	受領枚数	使用枚数	処分枚数	番 号	処分年月日	備 考

2 4 2 - 2 1 5
昭 44. 6. 3

各 保 健 所 長 殿

衛 生 部 長

犬管理所の管理運営について（通知）

このことについては犬の捕獲体制を強化するため、昭和42年度から犬抑留所の統合新築を推進しているが、その管理運営については、下記の犬管理所運営要領により実施し遺憾のないよう取扱ってください。

記

宮崎県犬管理所運営要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、狂犬病予防法（昭25法律第247号以下「法」という。）に基づき、捕獲抑留し、または引取った犬の適正かつ円滑な処理を図り県土の美化と狂犬病予防事業の推進に資するため、犬管理所の設置管理および運営に関し必要な事

項を定めるものとする。

（設 置）

第2条 法第21条の規定に基づき、犬の抑留所を年次計画により次の場所に設置するものとし、現行の犬抑留所は順次これを用途廃止する。

設 置 年 次	設 置 場 所	設置により用途廃止する現抑留所
昭和42年度	宮崎市大字大瀬町	宮崎、国富、高鍋、西都
昭和43年度	北諸県郡高崎町大字東霧島	都城、小林
昭和44年度	延岡市塩浜町（予定）	延岡、日向
昭和45年度	日南市（予定）	日南、串間

注①

（名称及び収容区域）

第3条 第2条により設置する犬抑留所の名称及び収容区域は次のとおりとする。

名 称	収 容 区 域	所 在 地
宮崎県北部犬管理所	延岡、日向保健所管内	<u>延 岡 市</u>
宮崎県中部犬管理所	宮崎、国富、高鍋、西都保健所管内	宮 崎 市
宮崎県西部犬管理所	都城、小林保健所管内	高 崎 町
宮崎県南部犬管理所	日南、串間保健所管内	日 南 市

注②

なお、現高千穂犬抑留所についてはこれを整備し宮崎県北部犬管理所高千穂支所として当分の間該業務の用途に供するものとする。 注③

(抑留所の構造)

第4条 第2条により設置する犬管理所の構造は概ね次のとおりとする。ただし高千穂支所を除く。

1. 管理棟 2. 抑留棟 3. 抑留所勤務員宿舎 4. 附属設備として犬殺処分設備、焼却設備、排水浄化設備、電話設備

(業務)

第5条 犬管理所は、法第6条または法第18条の規定により捕獲抑留した犬(以下「抑留犬」という。)および法第5条の2注④の規定により引取った犬並びに不用品買上事業として市町村が注⑤
置上げた犬を引取った犬(以下「引取犬」という。)を収容しこれを処分する施設とする。

(管理責任)

第6条 犬管理所の管理責任者は、宮崎県公有財産取扱規則(昭39規則第20号)の規定に基づき、犬管理所所在地を管轄する保健所長とし、狂犬病予防員をしてこれを管理させる。

(業務委託)

第7条 犬管理所に関する業務のうち、その作業部門に関しては次の業務を財団法人宮崎県公衆衛生センター(以下「受託者」という。)に委託するものとし、受託者は犬管理所勤務員(以下「勤務員」という。)をしてこれらの作業に従事させるものとする。

1. 施設の清掃及び管理作業
2. 抑留犬及び引取犬の収容及び飼養管理作業
3. 抑留犬の返還作業
4. 処分犬の殺処分及び焼却作業

注⑤ 5. その他必要な事項

(受託者の遵守事項)

第8条 受託者は、前条に規定する業務を遂行する場合には管理責任者の指示によりこれを誠実に履行するものとする。

(収容)

第9条 勤務員は、狂犬病予防員の指示により抑留犬は別記様式第1号の抑留犬処理票に記載したのち、これを引取犬と区分して飼養管理するものとする。

(返還)

第10条 勤務員は狂犬病予防員の指示により犬の返還作業に従

事するものとするが、この場合狂犬病予防員は、犬の所有者より犬の返還申請があつたときは、これを確認したのち、犬の所有者に別記様式第2号による犬の返還申請書に所定の犬の返還手数料及び犬の飼養管理手数料に相当する額面の宮崎県収入証紙をはりつけて提出させたのち勤務員に返還を指示する。

(処 分)

第11条 勤務員は、狂犬病予防員が法第6条第9項の規定に基づき処分するよう指示した犬は、これを殺処分し確実に焼却するものとする。

(業務日誌)

第12条 勤務員は、別記様式第3号による犬抑留所業務日誌を備え、業務の処理状況その他必要と認める事項を記録し、かつこれを保存しておかなくてはならない。

(業務月報)

第13条 受託者は、毎月の業務処理状況を別記様式第4号の犬抑留所月報により翌月5日までに管理責任者及び関係保健所長に報告しなければならない。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、犬管理所の管理運営上

必要な事項は、その都度衛生部長が定めるものとする。

(施 行)

注⑦

第15条 この要領は昭和44年6月3日から施行する。

別記様式第1号

抑留犬処理票

宮崎県

部犬管理所

犬	番 号	昭和 年 月 日					狂犬病予防員 ⑩				
		犬 の 特 徴					捕 獲		処 理 経 過		
		種類	年齢	犬の名	性別	毛色	体 格	月 日	場 所	月 日	返還 処分
捕 獲 犬	1										返還 処分
	2										返還 処分
	3										返還 処分
	4										返還 処分
	5										返還 処分
	6										返還 処分
	7										返還 処分
							返 還		処 分		
		捕 獲 犬					頭		頭		
		買 上 犬					頭		頭		
		引 取 犬					頭		頭		
		総 計					頭		頭		

動管-3-⑤-④

別記様式第2号

注⑥

犬の返還申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名

⑥

下記の犬は 年 月 日 時頃 で捕獲されましたが、わたしの所有犬ですから返還してください。

種 類		性 別	おす めす
年 令		毛 色	
犬 の 名		体 格	大 中 小
登 録	昭和 年 月 日 (第 号)		
予防注射	昭和 年 月 日 (第 号)		

引 取 証

上記の申請に係る所有犬は確かに引取りました。

昭和 年 月 日

署 名

⑥

別記様式第3号

犬 管 理 所 業 務 日 誌

年 月 日 天 候					狂犬病予防員⑥	
区 分	前日残	本日収容	本日返還	本日処分	翌日持越	備考
捕獲犬	頭	頭	頭	頭	頭	
買上犬	頭	頭	頭	頭	頭	
引取犬	頭	頭	頭	頭	頭	
計	頭	頭	頭	頭	頭	

別記様式第4号

犬 抑 留 所 月 報

昭和 年 月 分

区 分		H C	H C	H C	H C	計
収 容 頭 数	捕 獲 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	買 上 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	引 取 犬	頭	頭	頭	頭	頭
	計	頭	頭	頭	頭	頭
返かん頭数		頭	頭	頭	頭	頭
処分頭数		頭	頭	頭	頭	頭
燃料使用状況		前月残	本月購入	本月使用	本月残	備 考
		ℓ				
餌使用状況		Kg				
備 考						

上記のとおり報告します。

昭和 年 月 日

保 健 所 長 殿

財団法人宮崎県公衆衛生センター
理事長

注 釈 事 項

注①

設置年度	設 置 場 所	設置により用途 廃止する現抑留所
昭和42年度	宮崎市大字大瀬町字師方4654 T E L 0985-41-1047	宮崎 国富 高鍋 西都
昭和43年度	北諸県郡高崎町大字東霧島 T E L 0986-62-1229	都城 小林
昭和44年度	東臼杵郡門川町大字加草山の神2764の4 T E L 09826-3-1818	延岡 日向
昭和45年度	日南市大字土方字狼ヶ原2390 T E L 0987-27-0548	日南 串間
昭和45年度	西臼杵郡高千穂町大字三田井馬内6100 の2	

注② 門川町

注③ 「当分の間」は現在も生きている

注④ 動物の保護及び管理に関する法律第7条

注⑤ 市町村が買上げた

注⑥ 5 不用ねこの処分及び焼却業務
6 その他必要な事項

注⑦ 環境保健部長

注⑧ 様式を一部改正

注⑨ 別紙

注◎

別記様式第2号

犬の返還申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印 TEL

下記の犬は 年 月 日 時頃 で捕獲されま
ましたが、わたしの所有犬ですから返還してください。

種 類		性 別	おす めす
年 令		毛 色	
犬の名		体 格	大 中 小
登 録	昭和 年 月 日	(第 号)	
予防注射	昭和 年 月 日	(第 号)	

引 取 証

上記の申請に係る所有犬は確かに引取りました。

昭和 年 月 日

署名

印

返還手数料
3.000 円
飼育管理手数料
日 円
計
円

証 紙 貼 付

〒 3 6 0
2 4 2 - 8 8 1
昭 4 6. 2. 1 0

各 保 健 所 長 殿

衛 生 部 長

県有自動車による犬の運搬に伴う運転実施要
領の施行について（通知）

狂犬病予防法による、犬の捕かく抑留業務およびその関連業務に
ついては、県はその一部を財団法人公衆衛生センター（以下「セン
ター」という）に委託しているのですが、昭和46年1月
26日付で「財団法人宮崎県公衆衛生センターとの委託契約第4条注①
に基づく犬捕かく車等の運転実施要領」が別添のとおり施行される
こととなりましたので、下記の諸点に留意のうえ、その運用に遺憾
のないように取扱ってください。

記

1 施行の趣旨

委託業務のうち、犬の運搬のため狂犬病予防技術員に県有自動
車（保健所に配置の捕かく車、捕かく器運搬車および原動機付自転
車）を運搬させることについて、不明確な点もあつたので業務の
効率的運用を図るとともに責任体制を明確にしたものである。

2 運用上の注意

(1) 実施要領の要旨 注①

この実施要領は、委託契約書第4条に基づき「犬捕かく車等」
の運用について、やむをえない事情により、この要領の第4条
第1項所定の場合に限り、無償で宮崎県がセンターに使用させ
るものである。

(2) 「犬捕かく車等」の定義について

「犬捕かく車等」とは、宮崎県が保健所に配車している犬捕
かく車、捕かく器運搬車および原動機付自転車をいい、この車
種に限って使用させるものである。

(3) 運転者の選定について

「犬捕かく車等」の運行については、この要領の第4条第1
項所定の場合に限り宮崎県がセンターに使用させることになる
ので、その都度センターは所轄保健所長の許可を受けて運行す
るのが原則であるが、事務の簡素化を図るためあらかじめセン
ター理事長は狂犬病予防技術員の中から適格者と認める者のみ
に運転業務に限って委任し、委任を受けた狂犬病予防技術員だ
けが所轄保健所長の許可を受けて運転するものとする。

(4) 使用について

センターは、委託契約第1条による犬の捕かく抑留業務、不
用犬の引取業務、犬抑留施設の管理業務等の補助業務を行う場
合に限り所轄保健所長の許可を得て、犬捕かく車等を使用する
ことができるが、通常業務については、県職員が運転すること
が原則であり、やむを得ない事情のある場合に限りセンターに

使用させるものである。

(5) 事故発生時の処置について

管理者、運転者とも宮崎県自動車管理規程により、安全運転の確保を図り運行することは勿論のことであるが、事故発生時の処理については県の責任において解決することになるので、

「県有自動車等による事故処理規程（昭和41年11月21日訓令乙第8号）に基づいて処理するとともに、すみやかにセンター事務局に連絡するものとする。

(6) その他

その他、センターの犬捕かく車等の使用について必要な事項は「宮崎県自動車等管理規程（昭和41年4月1日訓令乙第2号）の規定を準用するものとする。

財団法人宮崎県公衆衛生センターとの委託契約第4条に基づ
く犬捕かく車等の運転実施要領

注②

(趣 旨)

第1条 この要領は、宮崎県と財団法人宮崎県公衆衛生センター（以下「センター」という。）が、昭和45年4月1日付で締結した犬の捕かく抑留業務等についての委託契約書第4条の規定に基づき、犬捕かく車等を臨時にセンターの職員である狂犬病予防技術員に運転させる場合の犬捕かく車等の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「犬捕かく車等」とは、宮崎県が保健所に記車している犬捕かく車、捕かく器運搬車および原動機付自転車をいう。

(運 行)

第3条 センターが犬捕かく車等を運行しようとするときは、所轄保健所長の許可を受けなければならない。

(使 用)

第4条 センターは、次に掲げる業務の補助業務を行なう場合に限り前条の許可を得て犬捕かく車等を使用することができる。

- 一 犬の捕かく抑留業務
- 二 不用犬の引取業務
- 三 犬抑留施設の管理業務

2 犬捕かく車等の使用時間は、県の職員の勤務時間内とする。ただし、緊急の用務または特別の事情があると所轄保健所長が認めたときは、この限りでない。

3 犬捕かく車等の使用中やむを得ない事情により使用許可の条件の変更を必要とするときは、センターは、遅滞なく、所轄保健所長にその旨を申出て、その指示を受けなければならない。

(そ の 他)

第5条 この要領に定めるもののほか、センターの犬捕かく車等の使用について必要な事項は、宮崎県自動車等管理規程（昭和41年訓令乙第2号）の規定を準用する。

	注 釈 事 項
注①	委託契約書第8条 ⇒ 1494/2 第9条
注②	委託契約書に基づく
注③	委託契約書

F 3 6 0

2 4 2 ~ 7 3

昭. 46. 4. 20

各保健所長 殿

衛生部長

犬捕かく器の取扱いについて（通知）

野犬の撲滅、放し飼い犬の指導取締まりについては、日頃から格段の努力を煩わしているが、不用犬買上げ、去勢手術に合わせ、合理化した野犬対策等を進めるため、年次計画に
注① 注②
り犬捕かく器を配置してきたが、ややもすると捕かく器等の管理がおろそかになるおそれがあるので下記事項に留意のうえ遺憾のないよう取扱ってください。

記

- 1 保健所長は、狂犬病予防員をして犬捕かく器の管理に当らせ、常に適性、効率的な使用ができるよう配慮すること。
- 2 犬捕かく器は、野犬のみならず放し飼い犬の指導取締まり等広範囲に使用するものとし、とくに地域住民の自主的な活用を促すよう配慮すること。
- 3 設置場所については、土地所有者の了解をうけて設置し、付近住民の協力を得て連絡体制をとっておくとともに、捕かくした犬は遅滞なく犬管理所に搬入し所定の手続きをとること。
- 4 運搬、設置等の取扱中、丁寧に使用することは勿論であるが、設置した後は安全性について十分配慮するとともに、放置したりすることがないように心掛けること。
- 5 捕かく器の使用状況については、別記様式(1) 犬捕かく器整理簿によって常に把握し、貸出しについては、別記様式(2) により、犬捕かく器借用書を提出させること。
注③
- 6 別記様式(3) による表示板を犬捕かく器の適切な箇所に取り付けること。
- 7 設置場所の選定、餌、消臭については常に研究し、より効果をあげるよう努めること。

- 8 捕かくした犬の回収が、日曜、祭日等のため、遅滞することが予測されるときは、捕かく犬による騒音、その他の事故も起こるおそれがあるので、あらかじめ餌の回収をしておくこと。

（文書取扱 環境衛生課）

別記様式(1)

犬 捕 か く 器 整 理 簿

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	24	25	26	27	28	29	30	31
捕かく日																	
NO1	宮崎市平和ケ丘団地設置								修理	宮崎市住吉〇〇貸出し							
2	宮崎市大島町設置																
3																	

(記入例)

別記様式(2)

注③

犬 捕 か く 器 借 用 書

昭和 年 月 日

〇 〇 保 健 所 長 殿

住 所

氏 名

印
又はサイン

犬捕かく器を下記のとおり借用します。

なお、運用については、必ず責任をもつて管理致します。

記

1 使用期間 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日

2 設置場所

注④

別記様式(3)

「 注 意 」

犬の捕かくのため設置しています。

中の犬をだしたり、こわしたり、又は場所を

変えたりしないようにしてください。

各 位 殿

〇 〇 保 健 所 長

電話 〇〇-〇〇〇〇

	注 釈 事 項
注①	昭和58年度より廃止
注②	昭和59年度より廃止
注③	様式を一部改正
注④	「3 使用台数及び番号」を挿入

下 3 6 8
2 4 2 - 8 2
昭 4 6 4 2 2

保 健 所 長 殿

衛 生 部 長

宮崎県犬管理所勤務員宿舍の管理について
(通知)

犬管理所の管理については、つねにご配意を願っているところであるが、犬管理所の付属建物としての勤務員宿舍については、とくにその適正な管理が望まれているところであり、下記事項に留意し遺憾のないよう取扱ってください。

記

(貸 与)

- 1 犬管理所勤務員宿舍は、財団法人公衆衛生センターの職員(管理所勤務員)としての身分を有し、保健所長の承認を得た者に無料で貸与する。

(退 居)

- 2 財団法人公衆衛生センターの職員(管理所勤務員)でなくなつた日から、20日以内に退居しなければならないものとする。

(入居者の管理義務)

- 3 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし知事の承認を得たときはこの限りでないものとする。

- (1) 土地、建物及び付属設備を模様替え、又は増改築すること。
- (2) 家族以外の者を同居させること。
- (3) 使用の権利を他人に譲渡すること。
- (4) 使用目的以外に使用すること。

(修 繕)

- 4 設備の故障や住宅の損傷を修繕しなければならないときは、遅滞なく保健所長に連絡するものとする。

(表 札)

- 5 ○○犬管理所勤務員宿舍である旨の表札を明示するものとする。

(電気、水道の使用)

- 6 電気、水道の使用についてはとくに経費節減につとめるものとし、予算の定めるところにより定額を公費負担するが、残余については入居者の負担とする。

(電話の使用)

- 7 私用電話は原則として認めないが、やむをえず使用する場合は使用簿に記入し、個人負担とする。

(排水溝の整備)

- 8 排水溝は、ややもすると非衛生になる恐れもあるので、常に清潔にするよう心がけるものとする。

(動物の飼育)

- 9 動物等を飼育する場合においては、とくに衛生的措置に留意し、他人に迷惑を及ぼすことのないよう心掛けるものとする。

動管-6-②-②

10 ここに定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者と協議して定めるものとする。

(文書取扱 環境衛生課)

F 子 6 0
2 4 2 - 2 5 3
昭 46. 6. 26

各 保 健 所 長 殿

衛 生 部 長

捕かく犬払下げ申請の取扱いについて（通知）

捕かく犬（狂犬病予防法（以下「法」という。）第6条または第18条の規定により捕かく抑留した犬（所定の事務が終了し処分する犬）および法第5条の2の規定により引取つた犬並びに不用犬買上事業として市町村が買上げた犬を引取つた犬をいう）^{注①}について、試験研究、番犬、愛がん用犬、その他の目的で払下げ申請があつた場合は下記により遺憾のないよう取扱つてください。

記

1. 試験研究機関からの払下げ申請について

大学、病院等から実験用犬として払下げ願いの申し出があつたときは、別添様式第1号による「実験用犬の払下げ申請書」を提出させ、登録、予防注射等の所定の手続を完了させたのち無料で払下げるものとするが、予防注射を実施することにより試験検査に支障を来すような場合は、正当な理由のある行為と認められるので予防注射を受けなくても差し支えないものとする。（食品^{注②}

衛生関係法規集2巻P2491参照）

なお、払下げ申請者に対しては、実験中の犬が逃走して、もとの飼い主宅に帰るような事例があれば信用を失墜するのみならず万一逃走中にこう傷事故等を起こした場合は、重大な社会問題となるおそれもあるので、別記様式第1号の「実験用犬の払下げ申請書」の誓約事項について遵守される場合のみ払下げるものとする。

なお、払下げ犬を保健所管内において学術研究用に殺処分し解剖を行ない狂犬病予防員が確認できる場合の払下げ願いのある場合は、登録、予防注射を受けなくても差し支えないものとする。

2. 番犬、愛がん用犬等個人飼育のための払下げについて

~~番犬~~、愛がん犬用等個人飼育のための払下げ願いの取扱いについては、別記様式第2号による「犬の払下げ申請書」を提出させ、登録、^{注③}予防注射等の所定の手続を完了させたのち無料で払下げるものとするが、1と同様飼育者に対して犬の逃走、咬傷等の事故が絶対に起しないように狂犬病予防法、犬取締条例の主旨を十分徹底させ、その主旨が遵守される場合のみ払下げるものとする。

3. その他の払下げ申請について

1、2のとおり動物実験用として特定の研究試験機関に払下げる場合又は飼育を希望する個人に払下げる場合を除いては、いつさい払下げを認めないものとし、殺処分から焼却まで一貫して実施すること。

なお、以上の外に特別の事情により払下げが止むを得ないと判断される事態の場合は事前に指示を受けること。

（文書取扱 環境衛生課）

動管-7-②-②

別記様式第1号

〇 〇 〇 - 〇 〇

昭

保健所長 殿

住所

氏名

印

実験用犬の払下げについて(申請)

このことについて、払い下げを受けた犬については、下記事項を厳守し他の人々に危害を加えたり迷惑のかからないよう管理飼育することを強く誓いますので廃犬の払い下げ方申請します。

記

1 使用目的

2 頭数

3 誓約事項

- (1) 犬の出し入れ時には、特に注意し、犬の逃走等の事故は絶対に防止します。
- (2) 犬を実験に使用する場合は、でき得る限り犬舎内で行ない、止むを得ない場合は各実験室(各教室、各課等)ごとに管理責任者を定め一定の実験(試験)室で行います。
- (3) 常時10頭以上収容する施設を有するに至つたときは、必ずへい獣処理場等に関する法律に基づく畜舎の許可を受けます。(指定区域内のみ)
- (4) はえの発生防止悪臭発生防止につとめるとともに騒音防止にも留意します。
- (5) 払い下げた犬によつて事故が起つた場合は、当方で一切の責任を負います。

別記様式第2号

昭

保健所長 殿

住所

氏名

印

(譲渡)
犬の払下げについて(申請)

私は、狂犬病予防法、犬取締条例の主旨を履行し他の人々に危害を加えたり、迷惑のかからないよう管理飼育するので下記の犬を払い下げて下さるよう申請します。

記

1 払い下げを希望する犬

種別	年令	毛色
性別	犬の名	体格

2 使用目的

3 誓約事項

- (1) 払い下げを受けた犬によつて事故が起つた場合は当方で一切の責任を負います。

	注 釈 事 項
注①	動物の保護及び管理に関する法律第7条
注②	獣医公衆衛生法規集P. 1202参照
注③	様式を一部改正
注④	別紙

注④

別記様式第2号

昭

保 健 所 長 殿

住 所

氏 名

印

犬の払下げについて（申請）

私は、狂犬病予防法、宮崎県犬取締条例、動物の保護及び管理に関する法律の主旨を
履行し他の人々に危害を加えたり、迷惑のかからないよう管理飼育するので下記の犬を
払い下げてくださるよう申請します。

記

1 払い下げを希望する犬

種 類

年月令

毛 色

性 別

犬の名

体 格

2 使用目的

3 誓約事項

払い下げを受けた犬によって事故が起こった場合は当方で一切の責任
を負います。

各 保健所長

殿

各 警察署長

環境保健部長

警察本部長

犬取締条例及び犬取締条例施行規則の全部改正について（施行通知）

このことについては、昭和47年3月31日宮崎県条例第18号を以って宮崎県犬取締条例（以下「条例」という。）が、また、昭和47年7月7日宮崎県規則第32号を以って宮崎県犬取締条例施行規則（以下「規則」という。）が公布施行されたが、この施行については、下記事項に留意して遺憾のないように取扱ってください。

記

第1 改正の趣旨

犬による被害対策については、従来、衛生的見地から狂犬病予防法があり、公安維持の面からは軽犯罪法、警職法等があって処理され、また、昭和39年12月25日宮崎県条例第61号をもって犬取締条例（以下「旧条例」という。）が制定施行されてきた。

その間、あらゆる施策を通じて指導取締を行ってきたところであるが、依然として犬による被害、苦情が跡をたたない現状である。これらの苦情、被害の原因は、飼い犬の放し飼いによるものと捕獲困難な野犬によるものが大部分で、これらの「飼い犬の放し飼いも捕獲抑留できる旨、また、捕獲困難な野犬等に対して人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難なときは、捕獲薬殺できる旨」等の規定をするために犬取締条例の全部改正がなされたものである。

第2 改正の要点

1 （名称）

旧条例では、「犬取締条例」であったが、今回、県名を付けて「宮崎県犬取締条例」として明確にされたこと。

2 （目的）

旧条例では、「飼犬」を対象としていたが、今回全ての犬を対象とするとともに犬による環境汚染の防止も重視されたこと。

3 （定義）

法文の構成上「飼育者」と「飼い犬」について項別に明確にされ、新たに「野犬」についての定義がなされたこと。

4 （飼育者の守るべき事項）

旧条例では、「飼育者の守るべき事項」として、一つの条に規定されていたが、今回、第3条から第6条まで各条文別に規定されたこと。

5 （野犬等の抑留等）

第3条の規定に違反して係留されていない飼い犬及び野犬を捕獲し、又は抑留することができる旨の規定がなされたもので、本条例改正の骨子をなす一つであること。

6 （費用の負担）

手数料徴収規則第3条第3号第4号の規定に準じて規定されたこと。

7 （野犬等の捕獲及び薬殺）

第9条第1項の規定による抑留によっては、野犬等による人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難であると

認められるときは、薬物による捕獲又は薬殺ができる旨の規定がなされたもので、本条例改正の骨子をなすものであること。

8 (罰則)

今回、一律3万円以下に規定され、新たに「第9条第4項」「第12条第3項」の規定に違反した場合、罰則が追加適用され、旧条例第7条第3項の規定が削除されたこと。

第3 運用に関する事項

1 (名称)

「犬取締条例」を「宮崎県犬取締条例」とされたこと。

旧条例制定時は、条例を制定している県は少なかったが、現在では45都府県で制定していることからして県名を付して明確にされたこと。

2 第1条(目的)

この条例は、飼い犬、野犬の全てを含めた犬による被害防止と環境の汚染防止を目的として制定されたもので「犬による人の身体、財産等に対する危害及び環境の汚染を防止することにより、社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的とされたこと。

3 第2条(定義)

「飼育者」とは、その犬が客観的にその人の犬であると認められている、いわゆる所有者、又は他人から依頼されて自己の責任において、これを飼育し、管理し、又は支配している、いわゆる管理者をいう。

具体的には、犬を借りている者、依頼されて犬を保管している者、訓練させるため飼い犬を飼っている者、病気、治療のためその飼い犬を預かっている者等も飼育者となること。

4 第3条(係留義務)

飼育者は、その飼い犬を人の身体、財産等に危害を加えるおそれがない方法で常に係留しておかなければならないこととされたこと。

「係留」とは、飼育者が自己の所有地内等において容易に切断されない材質のくさり、つな等で一定の場所につなぎとめておくことをいうもので、電柱、歩道、さく等につなぐことは、人畜、その他に危害を加えるおそれがあるため係留とはみなされないこと。

(1) 第3条第1号の規定について

犬舎、おり、囲い等の障壁とは、原則として飼育者等の住居等の敷地内に設けられた障壁あるいは、完全にとりかこみ閉鎖されたブロック壁、金網、へい等をいい、飼育している犬が容易に飛び越え、もしくは、穴を掘って障壁外に出ることができないもの、あるいは出入口の開閉等により容易に犬が外に出ることができないものであること。

(2) 第3条第2号の規定は、その目的のために使用するときに限られ、その目的地までの前後における連行行為は含まれないこと。

(3) 第3条第3号の規定は、山間へき地、野原、空地等で近くに人畜がいない場所、又は丈夫なくさり、網などでつなぎ、飼い犬を十分制御できる範囲内で、その犬を十分制御できる人が飼い犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させることをいうこと。

(4) 第3条第4号の規定は、リヤカー、車椅子等のけん引に使用するときに限られ、その犬を十分制御できる方法で運搬の用に供することをいうこと。

(5) 第3条第5号の規定は、十分その犬が人の身体、財産等に危害を加えるおそれがない方法で催しのために使用する場合には限られること。

(6) 第3条第6号の規定による規則で定めるときとは、規則第2条で「人の身体、財産等に危害を加えるおそれがない生後90

日未満の飼い犬を飼育するとき」と「飼い犬を人命救助のために使用するとき」と規定されたが、人の身体、財産等に危害を加えるおそれがある生後90日未満の犬だけでなく、条例第6条（飼い犬による環境汚染等の禁止）も含めて指導に努めること。

5 第4条（犬を飼育している旨の表示）

飼育者が他人に対して飼い犬のいることを予知させることにより、不用意に咬傷等の危害を受けることを防止する目的で表示義務を課したものであり、飼育している旨の表示の様式は規則第3条（様式第1号）で定めてあること。

6 第5条（捨て犬の禁止）

飼い犬を捨てる行為を禁止して、飼い犬の野犬化をその根源において防止しようとするものであること。

7 第6条（飼い犬による環境汚染等の禁止）

(1) 第1号は、運動中その他において飼い犬が学校、公園、道路、その他の公共施設もしくは場所又は他人の庭、田畑等を汚染損傷することを禁止したもので、運動中（これに類する行為を含む）といえども飼い犬が糞便等により汚染したときは、それを清掃する義務が課されたものであること。

(2) 第2号は、犬舎内外の環境衛生の保持事項を示すとともに、犬の保健衛生の面からも規定されたものであること。

8 第7条（事故発生時の措置）

(1) 第1項は、飼い犬が人に危害を加えたことを知った飼育者は、直ちに被害者の救護等必要な処理を行い、同時に口頭、電話等最も早く伝達される方法によつて最寄りの保健所又は警察署に届出るとともに規則第4条（様式第2号）に定められた様式による届書を提出するよう義務づけられたものであること。

(2) 第2項は、飼育者からの届出、被害者又は第三者からの届出を受けた保健所長又は警察署長は、その実態を把握すると同時に飼育者の明らかなものについては、被害発生状況に応じ時機を失することなく、口頭その他の方法により、その飼育者に対し被害者の救護その他飼い犬の処置について、その被害発生動機、内容、状況等を勘案し、公安維持上、公衆衛生上必要な指示を行うとともに、規則第4条（様式第3号）に定められた様式による指示書を交付すること。

(3) 第3項において、前項の指示をする場合、保健所長と警察署長はあらかじめ相互に協議をすることになっているが、これ等の指示は、危害発生に際してのもので応急的な指示であるから事故発生に際して協議しては応急性を失する場合もあるので、一般的に事前に予想される危害と指示事項を掲げた別表（1）基準書に従って行うこととした。基準書以外の事項については、その都度相互に協議するものとする。なお、保健所長又は警察署長がそれぞれ事故発生時の指示を行った場合は、指示書の写しを相互に送付し、加害犬の実態把握に努められたいこと。

9 第8条（措置命令）

(1) 保健所長は、第1項において飼育者が第3条から第6条の規定に違反していると認めるときは、飼い犬の管理について必要な命令を口頭及び指導票をもって発し、これに従わないときは、第13条により罰則を適用することになるが、この際、直ちに命令を発することなく、まず飼育者の指導に努めるものとする。但し、飼育環境上、又はその犬の性癖等から危害防止に必要と考えられるものについては、この限りでない。

この措置命令については、違反している事実について具体的に、かつ、客観的に立証される事項を明確にしておかねばならない。

(2) 第2項において、警察署長は、第3条から第6条までの規定に違反していると認めるときは、違反者を保健所長に通報することになっているが、これも前項の趣旨に従い、まず口頭及び指導票をもって飼育者の指導に努めるようにし、別表（2）の基準により措置命令を要すると認められるものについては、規則第5条第2号で定める様式（様式第5号）により保健所長に通報されたい。通報は、記載事項を具体的に明確に作成し、指導票と別に証拠文書があればこれを添付するものとする。保健所長が措置命令を発した場合は、常時違反犬の実態把握ができるよう措置命令書の写しを警察署長へ送付されたい。

事故発生時の指示と措置命令の関係及びこの命令指示の効力が何時まで継続するかについては、前に述べたように事故発生時の

指示は、発生した事故について応急的な処置をなし損害の拡大を防ぐためのものであるから、当該事故に結末をつける間の短期間のものであるので、指示を行った加害犬で将来にわたって長期間第3条から第6条についての措置を必要とする場合は、措置命令を発して処置すべきである。又、措置命令については、当該飼い犬がその飼育者の支配下にある間は、飼い犬の飼育環境、性癖等に著しい変化のない限り有効である。しかし、当該飼い犬の飼育者に異動があったときは、措置命令の効力は中断するので引続き措置命令が必要と認められるときは、改めて措置命令の処置をとられたいこと。

10 第9条（野犬等の抑留等）

狂犬病予防法並びに条例に違反している犬を捕獲抑留したときは、事務処理上狂犬病予防法の規定により処理するものとし、条例によって捕獲抑留する犬は、狂犬病予防法第4条及び第5条に基づく鑑札及び注射済票をつけている飼い犬で係留されていない場合、規則第2条に規定する以外の生後90日未満の犬であること。

(1) 第9条第1項の「指定職員」とは、狂犬病予防員を原則とするが、予防員のみでなく場合によっては保健所の関係職員にも従事できる措置が取れることとし、又地方自治法第172条第2項にいう「その他の職員たる史員、嘱託」も従事できる措置が講じてあること。

なお、狂犬病予防技術員は、県と財団法人宮崎県公衆衛生センターとの委託契約に基づいて、指定職員の指示によって従事することになること。

(2) 第9条第2項の規定については、その場所の看守者又はこれに代わるべき者の同意を得た後に立ち入ることを原則とするが、同意を得た場合でも公正かつ慎重に行い、行き過ぎのないよう注意すること。

(3) 第9条第3項は、身分を示す証票を携帯する旨の規定で、規則第6条（様式第6号）による証票とすること。

(4) 第9条第4項では、捕獲器に入った野犬を逃がしたり、又は捕獲中に犬を逃がしたり等の妨害の行為を禁止するため、3万円以下の罰金に処する旨の規定が規定されたものであること。

(5) 第9条第5項の規定は狂犬病予防法に準じて規定されたもので、飼育者に通知する方法は配達証明郵便又は使送によって行うものとするが、その措置結果について正確な記録を作成しておくこと。飼育者の知れていないものについては、規則第7条に基づいて保健所の掲示場に公示すること。

11 第10条（費用の負担）

規則第8条で、

1 犬の抑留中の飼育管理に要する費用として1頭1日につき1000円

2 犬の返還に要する費用として1頭につき500円

注①

と規定され、^{注①}狂犬病予防法の規定に基づく手数料徴収規則第3条に規定する金額と同額を徴収することとされたが、収入科目については、法令の根拠に関係なく（款）使用料及び手数料（項）証紙収入（目）証紙収入（節）犬の抑留中の飼育管理手数料及び犬の返還手数料の区分により従来どおり一つの科目で取扱うことも差し支えないこと。

12 第11条（立入調査）

この規定は、この条例の実務上必要最小限度に止むべきものであり、これにより県民の誤解を招くことのないよう注意すること。

(1) 第2項により保健所長から警察署長に対し立入調査の要請を行う場合は、

ア 一定地域で被害が相ついで起こっている場合

イ 地域的に義務違反が目立っており、指定職員の立入調査が容易でないというような場合

ウ 犬の正しい飼い方の県民運動を行っているその期間

エ 一斉野犬掃とうを行う場合等警察官の立入調査権の行使が必要と認められるとき一定の地域又は時期を定めて文書により要請するものとする。

その他、通常の場合にあっても指定職員から警察官に対し協力要請をする場合もあると考えられるが、これはここにいる立入調査権の行使ではないこと。

(2) 第3項の「正当な理由」とは、重病人のある場合、冠婚葬祭の場合等を意味するものであるが、みだりに争い等をおこさないよう留意すること。

(3) 第4項により、第1項及び第3項の職員が立入調査を行う場合の身分を示す証票は、規則第6条(様式第6号)による証票とし、第2項の警察官にあつては、警察手帳とする。

13 第12条(野犬等の捕獲及び薬殺)

(1) 第9条第1項の規定による抑留によつては、野犬等による人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難であると認められるときに実施するものである。即ち、野犬等の薬物による掃とうは、通常の捕獲抑留業務とは基本的に異なるものであり、通常の捕獲方法による捕獲あるいは、その他の方法による捕獲をできうる限り実施したにもかかわらず効果がなく、かつ、人畜等に危害を加えるおそれがあり、あるいは危害をおよぼし、地区住民等からの強い要望があるとともに、原則として関係市町村長から地区住民の誓約書(別記様式第2号)を添付した申請書(別記様式第1号)が提出された場合などに究極的手段として実施するものであること。

(2) 薬物による掃とうの実施にあつては、人畜等に非常な危険を及ぼすものであるので、地域の特殊性を十分勘案し、徹底した調査を行い、万全の計画を立てるとともに地域住民、警察署、団体等の協力体制を十分得られるよう連携を密にして実施すること。

(3) 実施時間については、人畜その他への危害防止の観点から原則として夜間から早朝にかけての実施を主とするが、実施地区及び野犬等の出没状況等から判断して必ずしも夜間のみに限定されるものではないこと。

又、薬物を混入する毒えさは、人がそのまま食用にできるような毒えさは避けるとともに、毒えさは人が肉眼的にも嫌悪感を抱くよう着色等の措置をすることが望ましいこと。

(4) 規則第9条第4号に規定する毒えさである旨の表示の方法は、別記様式第3号によるものとし、狂犬病予防員が責任をもつて漏れなく回収を行い、必ず焼却すること。

(5) 大雨、その他の気象条件等により実施が困難であると判断されるときは、直ちに中止すること。中止決定の場合は、すみやかに実施地域の警察署その他関係機関にその旨連絡すること。

(6) 薬物による野犬の掃とうを実施する旨の周知の方法は、施行規則第10条により行うものとするが、周知徹底には遺漏のないよう行うこと。

(7) 規則第10条第2号第3号に規定する「その近辺」とは、その地域の地理的条件、犬の移動習性、地域住民の意見等を十分勘案したうえ地域を定め周知徹底を行うこと。

(8) 薬殺区域が他の保健所の管轄区域と隣接するときは、当該保健所長に通知し、通知を受けた保健所長は、その旨関係住民に規則第10条に基づいて周知徹底を行うこと。

(9) 保健所長は、野犬等の薬殺を実施しようとするときは、その旨を環境保健部長に速報するとともに、終了後は10日以内に別記様式第4号により報告すること。

14 第13条(罰則)

この条例の主旨は、あくまで危害の防止を図ることを主眼とした予防措置であるので、その実効性を確保するための罰則規定であること。

15 その他

別記様式として、第1号から第4号まで示したが、この様式は、あくまで記載例であつて固執するものでないこと。

16 附則

附則において、

- (1) 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10条）の一部「別表保健所長の項29号」が改められたこと。
- (2) 手数料徴収規則（昭和31年宮崎県規則1号）の一部『第3条第4号中「300円」を「500円」』に改められたこと。
- (3) 宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部「別表第1中27の4、27の5」に犬の抑留中の飼育管理手数料、犬の返還手数料を規定し証紙取扱いとされたこと。

別表(1)

条例第7条第2項及び第3項に基づいて行う被害者の救護その他の飼い犬の処置についての指示は、

- (1) 被害者あるいは第3者又はある条件が加害犬を刺激し、興奮させたか否か。
- (2) 被害者の受けた傷が犬による直接的な咬傷か、犬に起因する転倒、衝突等による二次的な傷害か。
- (3) 被害者の受けた傷の部位及び軽重の程度
- (4) 公共又は他人の施設、財産に加えられた被害の程度
- (5) 同一飼い犬による被害が反復又は継続して起こされたか否か。

等について検討し、その飼育者に対し下記に準じて指示を行うものとする。

1 被害者の救護について

- (1) 受けた傷の種類を問わず、後日細菌感染による化膿、後遺症等のことも考慮して、必ず医師の診療を速やかに受けさせるよう指示すること。
特に咬傷の場合は、治癒までの経過日数が一般の外傷に比し長期間に及ぶのが普通であり又、創面が小さくとも傷は案外深く化膿し易いので、細心の考慮が必要である。
- (2) 犬による咬傷の場合は、狂犬病との関連性もあるので医師の診療を受ける際には、犬による咬傷であることをあらかじめ明示して受診するよう指導すること。
- (3) 医師の診療を受けた後は、必要に応じて被害者をその家庭まで送るか又は家庭に連絡するよう指示すること。

2 飼い犬の処置について

- (1) 飼い犬が人に危害を加えた場合は、理由を問わず係留するよう指示をすること。
- (2) 被害者の受けた傷が犬の咬傷による場合は、咬む動機等により安全性の明らかなものを除くほかは、狂犬病の罹患の有無について獣医師の診断を受けさせ、少なくとも2週間以上係留して観察するよう指示すること。この場合、当該事故が加害犬を刺激し、興奮させるような何等の動機もなく発生した場合は特に注意するよう指導すること。
- (3) 発生した危害の程度、内容及び事故発生の場所、犬の通常飼育されている場所、環境等を勘案し必要に応じて犬の口輪をかけ又はおりに入れ、もしくは係留の場所、方法等についても適当な指示を行い、事故の再生を防止すること。
- (4) 公共又は他人の施設、財産に被害が加えられた場合においても被害の動機及びその状況、発生場所、犬の管理状況等を勘案して適切な係留を行うよう指示すること。

別表(2)

- 1 重大な被害を与えたもの
- 2 反復して被害を与えたもの
- 3 条例第3条から第6条に違反し、口頭及び指導票により指導をしたにもかかわらず、これを遵守せず被害発生のおそれがあるもの
- 4 過去において被害を加えた犬、又は産後その他の性情からして一般の犬に比して、特に管理に注意を要するもので被害発生のおそれがあるもの
- 5 その他、特に必要とおもわれるもの

様式第1号

年 月 日

〇〇 保健所長 殿

市町村長 印

野犬等の薬殺の実施について（願い）

宮崎県犬取締条例第9条第1項の抑留によっては、野犬等による人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難でありますので、薬物を使用して野犬等を捕獲し、又は薬殺を実施して下さるようお願いします。

なお、実施にあたっては、職員は勿論のこと、地域住民の協力体制を整えて事故が絶対に発生しないよう協力することを申し添えます。

- 1 被害の状況
- 2 野犬等の状況
- 3 現在までの捕獲対策の概要
- 4 実施地域
- 5 規則第10条第2号の規定により、掲示すべき場所
- 6 規則第10条第3号の規定による広報車、その他の方法による周知すべき区域
（地図を添付）

備考

別添のとおり、事故防止のため地域住民の誓約書を添付します。

様式第2号

年 月 日

〇〇 保健所長 殿

集落名

氏 名 印

野犬等の薬殺の実施について（誓約）

宮崎県犬取締条例第9条第1項の抑留によっては、野犬等による人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難でありますので、薬物を使用して野犬等を捕獲し、又は薬殺して下さるようお願いします。

なお、実施にあたっては、地区住民の協力体制を整えて事故が絶対に発生しないよう協力するとともに、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 狂犬病予防員の指示事項を遵守します。
- 2 地区住民に対して、事故防止のための周知徹底を図ります。
- 3 事故が発生した場合は、責任をもって処置解決します。

様式第3号

赤 色	
赤	色
危 険 これは毒薬入りのえさです からさわらないこと。 年 月 日 〇〇保健所長	
赤 色	

様式第4号

第 年 月 日

環境保健部長 殿

〇 〇 保健所長

野犬等の薬殺実施成績について(報告)
 標記について、下記のとおり実施しましたので報告します。
 記

薬 殺 実 施 年 月 日		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
薬 殺 実 施 場 所			
薬 殺 従 事 人 員		総数	名 保 健 所 市町村職員 地区住民 そ の 他 名 名 名 名
毒 え さ		えさの種類(1個)	〇 × 個 = 〇
使 用 薬 品		薬品名 (1個)	〇 × 個 = 〇
広 報 活 動	掲 示 (規則第10条第2号)	掲示箇所 年 月 日 時 ~	個 所 年 月 日 時
	広 報 車 (規則第10条第3号)	広報地域 年 月 日 時 ~	年 月 日 時
	その他 (規則第10条第3号)		
薬殺を対象とする犬の数			
薬 殺 犬 数			
備 考			

	注 釈 事 項
注①	手数料徴収規則に規定する金額と同額

動管-9-A-④-①

F 3 6 0
2 4 2 - 1 2 3
昭 5 1. 5. 1 1

各 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

麻酔銃の取扱要領について（通知）

狂犬病予防及び犬管理指針につきましては平素から格別の御配慮を願っているところでありますが、このたび、別紙のとおり、宮崎及び都城の両保健所に、麻酔銃を各1丁あて配備することになり、その取扱要領を定めましたのでお知らせします。

（文書取扱 環境衛生課）

F 3 6 0
2 4 2 - 1 2 3
昭 5 1. 5. 1 1

宮 崎 、 都 城 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

麻酔銃の取扱要領について（通知）

狂犬病予防及び犬管理指針につきましては平素から格別の御配慮を願っているところでありますが、このたび犬による危害を未然に防止する目的をもつて麻酔銃を配備することになりました。

については、麻酔銃の適正な使用と、野犬捕獲の効率的な推進を図るために、別添のとおり「麻酔銃の取扱要領」を定めましたので、御承知のうえ業務の実施に当たって遺憾のないよう特別の御配慮をお願いします。

なお、犬による人身事故等緊急事態の発生した場合、又はその恐れがあると認められる場合には、麻酔銃の使用について、別添写のとおり警察本部長に依頼してあります。

おつて、銃及び附属品等については、一括送付する予定であります。

（文書取扱 環境衛生課）

麻酔銃の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び宮崎県犬取締条例(昭和47年宮崎県条例第18号)の規定に基づき、犬を捕獲するために使用する麻酔銃(以下「銃」という。)の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(銃の保管等)

第2条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に基づく所持の許可を受けた者(以下「所持者」という。)は、許可に係る銃を自ら保管しなければならない。

2 前項の規定による銃の保管は、ロッカー等占用の堅固な保管設備に施錠して行いものとする。

3 保管に係る銃の注射セット、空包及び薬液は、当該銃とは別個に、ロッカー等占用の堅固な保管設備に施錠して保管するものとする。

4 薬液注入用薬包及び空包は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく火薬に該当するものであり、その保管については厳重に注意するものとする。

(銃の使用等)

第3条 所持者は、銃を犬を捕獲する業務以外の用途に使用してはならない。

2 所持者の監督の下に犬を捕獲する業務に従事する者(所持者があらかじめ県公安委員会に届け出たもの。以下「従事者」という。)

は、所持者の指示に基づいて業務上使用するために銃を所持することができる。

3 所持者又は従事者は、銃を使用する場合においては、危害防止のため特に注意を払わなければならない。

4 所持者又は従事者は、銃を携帯し、又は運搬する場合においては、現に犬を捕獲するために銃を使用する場合を除き、当該銃を専用のケースに入れなければならない。

5 所持者又は従事者は、現に犬を捕獲するために銃を使用する場合を除き、当該銃に注射セット及び空包を装填しておいてはならない。

(許可証及び証明書の携帯)

第4条 犬を捕獲するために銃を使用する場合においては、所持者は当該銃に係る許可証を、従事者は当該銃に係る人命救助等に従事する者届出証明書(以下「証明書」という。)を携帯しなければならない。

2 前項の場合を除き、所持者又は従事者が銃を携帯し、又は運搬する場合においては、当該銃に係る許可証(従事者にあつては証明書を併せて)を携帯しなければならない。

(銃の使用時間、場所等の制限)

第5条 日出前若しくは日没後又は次の各号に該当する場所においては、銃を使用してはならない。ただし、人身事故等緊急事態の発生した場合又は発生のおそれが認められる場合は、関係機関と協議して使用することができる。

(1) 市街その他人家の密集場所又は衆人群集の場所

(2) 銃を使用した場合人畜等に危害を及ぼすおそれがあると認め

られる場所

(3) その他銃を使用することが適当でない場所

(周 知)

第6条 銃を使用する場合は、あらかじめ策定された実施計画を事前に関係市町村及び住民に対して周知徹底するものとする。

(記録及び報告)

第7条 統を使用したときは、別記様式1により記録するとともに、その実施状況を別記様式2により翌月10日までに環境保健課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和54年5月11日から適用する。

臨 茲 受 火 乃 及 衆 記 用 使 望 遠

如 口 口

[illegible]

1. 使用の都度決裁を受けること
2. 使用場所は、明確に記載すること

(様式2)

第 年 月 日 号

環境保健部長 殿

所長

麻酔銃による野犬捕獲実施状況報告書
(月分)

月 日	使用場所	発射数 (発)	捕獲頭数 (頭)	出 動 人 員
				①所持者 名 ④技術員 名 ②従事者 名 計 名 ③予防員等 名
備 考	従事者とは、人命救助等に従事する者として宮崎県公安委員会に届出された者をいう。			

2 4 2 - 1 2 3
昭 5 1. 5. 1 1

警 察 本 部 長 殿

環境保健部長

麻酔銃の取扱要領について(依頼)

狂犬病予防及び犬管理につきましては、平素から格別なる御指導を頂いており厚く御礼申し上げます。

このたび犬による危害を未然に防止し、社会生活の安全を図る目的をもつて、火薬式ライフル型麻酔銃を購入し宮崎及び都城の両保健所にそれぞれ1丁あて配備することになりました。

麻酔銃の取扱いについては、「銃砲刀剣類所持等取締法」(昭和33年法律第6号)に基づくほか、別添のとおり「麻酔銃の取扱要領」を定めて適正な使用と野犬捕獲の効率的な推進を図る計画であります。今後犬による人身事故等緊急事態の発生した場合、又はその恐れがあると認められた場合には、麻酔銃の使用について、所轄警察署へ連絡致しますので特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

(文書取扱 環境衛生課)

動管-9-B-⑥-①

平 3 6 0

2 4 2 - 1 9 5

昭 5 1. 5. 3 1

各 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

麻酔銃の取扱に関する要領の運用について

(通知)

麻酔銃の取扱要領 (昭 5 1. 5. 1 1 付 2 4 2 - 1 2 3 号) の運用に
ついて、下記のとおり決めたので、遺憾のないよう御配慮ください。

記

(別添のとおり)

(文藝取扱、環境衛生課)

麻醉銃の携帯、運搬、保管、使用等について

狂犬病予防法並びに宮崎県犬取締条例の規定に基づき、犬を捕獲抑留するために麻醉銃を導入し、昭和51年度から使用することになったが、この取扱については別途「麻醉銃の取扱要領」によるものの他、下記事項に留意して遺憾のないようにしてください。

記

第1 携帯及び運搬

1 目的をはつきりすること。

銃刀法では合法的な目的以外の銃の携帯や運搬を禁止しているので、「麻醉銃の取扱要領」（以下要領という。）の趣旨に則り犬を捕獲するために出かけるのであれば、その携帯と運搬の目的は合法であり、はつきりしているので問題はない。また修理のために正規の許可により営業している鉄砲店に持参する場合もこれに準ずる。しかし、業務の合間になんとか銃を持って他人に見せたりすることは合法的な目的によるといひ難いので注意すること。

2 常に専用のケースに入れて携帯し、運搬すること。

銃は、第三者に対しある種の不安感を与え易いので合法的に使用を開始し得る時点まで銃ケースに入れておくこと。

3 携帯、運搬中は装填しないこと。

銃への装填は、発射の必要がおこる直前に行うべきであり、使用地に向うに先だつて、あらかじめ装填しておくなどの行為は絶対にしてはならない。

また捕獲業務中であつても、犬に出合う可能性がないときには、ただちに抜空包、抜注射筒等して携行すること。

4 その他

正当な理由がある場合の携帯であつても、発射することができない場所に至つたときは、ただちに容器に入れるか、おおいをかぶせる等の措置をして、決してはだかのまま携帯してはならない。

また業務出張の折は、出発前に銃及び附属品の点検を的確にするとともに、要領第4条に基づく所持許可証等を忘れないようにすること。

第2 保管と定期点検について

1 保管中は絶対に装填しておかぬこと。

保管中は装填されていないことを確認すること。

2 要領第2条について

所持許可を受けて銃を所持した以上は、その人が保管についてすべての義務と責任を負わなくてはならないので、関係職員以外の者が銃等に手を触れぬよう保管ロッカーの鍵の管理を十

分にすること。

3 定期点検について

業務の都合上長期にわたって保管する場合には、銃が新しいうちには問題はないが、使用して時が経つと満足な機能を果たさなくなってくることもあるので、所持者は、年2回の定期点検を実施し、常時完全な調子の銃として整備しておくこと。

第3 使用

1 はじめに

銃による事故の大半は、その使用法の適正を欠いたために起っているので、使用に当たっては万全の注意を払い、自損事故はもちろん、第三者に危害を及ぼしたり不安感を与えることは絶対にしてはならない。特に使用するようになって日時が経過すると、馴れによる安易感から不注意な取扱いになることも予想されるので、銃を手にしたときには、常に緊張感を失わず、冷静沈着最大の注意を払って行動し、常に責任者の統率のもとに整然とした業務遂行を心がけること。

2 銃を使用してもよい場所を知ること。

要領第6条に基づき、事前に周到な実施計画を策定して、銃を使用してもよい場所つまり発砲しても差し支えない場所を周知しておかなくてはならない。特に関係市町村及び住民に対して、その旨十分周知徹底させるとともに事故防止に最大の努力を払うものとする。

のとする。

3 銃口は絶対に人に向けないこと。

装填の有無を問わず、平素から銃口は絶対に人に向けぬ習慣を養うように努めること。

4 銃には常に弾薬がこめられていると思つて扱うこと。

銃を取扱う時は、常に装填されているという緊張感を失わないようにする。

5 銃を手にし、あるいは手から離すとき、かならず装填されていないことを確認すること。

6 発射の必要な時まで装填しないこと。

発射してもよい場所に到着し、捕獲しようとする犬が発見され又はもしいつ犬がとび出るかわからないという状態になったとき、はじめて装填を行うこと。

7 発射時以外に引鉄に指をふれないこと。

銃を手にしたとき引鉄に指をかけるのは、銃を肩にのせ、据銃してから後、いよいよ発射というときになった場合の他は、絶対にやめなくてはならないこと。

8 発射の場合はかならず矢先を確認すること。

銃を犬に向けて発射する場合は、注射筒等を受けとめる土手や山の斜面等を確認すること。

矢先に人畜や建物があり、又は何があるかはつきりしない場合

は決して発射すべきでない。特に山の稜線に向けての発射は危険が伴うので厳重な注意を要するものであること。

9 銃の手入れ及び点検を十分に行うこと。

銃腔内に異物があつたり、汚染されていたりすると、時にはそれによつて波動圧という異常腔圧が発生し事故を起こすこともあるので、銃の手入れ及び点検は、使用の前後必ず丹念にしかも確実に実施すること。

10 体の調子が悪い時には銃を手にしないうこと。

過労又は睡眠不足等体調不良の場合には、事故発生の危険性もあるので、絶対に銃を手にしないうこと。

11 その他

銃は所持の許可を受けた者及び従事者等が交互に使用することになるので、銃の特質等を十分研究し合い、又は、銃の使用に際し万一危険な操法や保持法を見た場合は遠慮なく話し合い反省しつゝ適正な使用方法を講ずること。

第4 麻酔銃使用による犬捕獲のための職員の派遣について

1 銃は、宮崎並びに都城保健所に各1丁を配備するが、未配備の保健所において銃による犬の捕獲抑留の必要性が生じた場合には、配備保健所に対し、別記様式1により有資格者の派遣を求めて実施することとなるので、実施計画等について両保健所長の間で十分協議のうえ遺憾のないようにすること。

2 職員の派遣等実施計画が決定した場合には、別記様式2により

環境保健部長に報告すること。

動管-9-B-⑥-⑤

(様式 1)

第 号
年 月 日

(銃配備) 保健所長 殿

保健所長

麻醉銃使用による犬捕獲のための職員の派遣
について(依頼)

このことについて、下記のとおり麻醉銃を使用して犬を捕獲した
いので、貴所関係職員の派遣がたよろしくをお願いします。

記

1 捕獲年月日

2 場 所

3 実施内容等

(別記計画表)

(別記)

麻醉銃使用による犬捕獲計画表 (H. C)		
	内 容	備 考
捕獲年月日		
捕獲予定場所		
被害の状況		
野犬等の状況		
現在までの捕獲 対策の概要		
実施地域環境の 状況		
派遣依頼の理 由等		
備 考		

(様 式 2)
番 号
年 月 日

(別 記)

環 境 保 健 部 長 殿

保 健 所 長

麻酔銃使用による犬捕獲について(報告)

このことについて、下記のとおり実施しますので報告します。

記

1 捕獲年月日

2 場 所

3 実施内容等

(別記計画表)

麻酔銃使用による犬捕獲計画表 (H. C . . .)		
	内 容	備 考
捕 獲 年 月 日		
捕 獲 予 定 場 所		
被 害 の 状 況		
野 犬 等 の 状 況		
現 在 ま で の 捕 獲 対 等 の 概 要		
実 施 地 域 環 境 の 状 況		
職 員 の 派 遣 依 頼 先 保 健 所 及 び 職 員 名 等		
備 考		

第 3 回
2 4 2 - 1 8 9
昭 5 1 5 2 9

第 3 回

昭和 5 2 年 2 月 1 4 日 ~ 2 月 1 9 日

各 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

(文 書 取 扱 環 境 衛 生 課)

野犬及び放し飼い犬の追放運動の実施につ
いて(通知)

狂犬病予防及び犬管理指導につきましては種々御配慮を願ってお
りますが、最近特に犬による被害の防止について、地域住民からの
強い要請があり、又犬による咬傷事故、被害等も続発しておるので、
別紙「野犬及び放し飼い犬の追放運動実施要領」に基づき、下記の
とおり実施してください。

記

実施期間

1 第 1 回

昭和 5 1 年 6 月 2 1 日 ~ 6 月 2 6 日

2 第 2 回

昭和 5 1 年 9 月 1 3 日 ~ 9 月 1 8 日

注①

野犬及び放し飼い犬の追放運動実施要領

1 目的

この運動は、犬による危害を未然に防止するために日常業務のほか特に期間を定めて、野犬及び放し飼い犬の一掃を図り、正しい犬の飼い方の普及について、全県的な運動を展開することによって、社会生活の安全と県民の不安を解消することを目的とする。

2 実施期間及び実施地域

昭和51年度のこの運動の実施期間は、6月、9月、2月の各注②月のそれぞれの週間とし、犬による人身事故及び放し飼い犬等による苦情が多発し、又は発生するおそれのある地域を重点的に実施するものとする。

3 実施方法

(1) 捕獲業務の強化について

犬の習性、交通事情等地域環境の実態を十分に握し、早期捕獲、捕獲器による捕獲、場合によっては薬殺等の方法により効果的に実施するものとする。

(2) 関係機関への周知等について

関係市町村、警察署、獣医師会等関係機関との連携を密にして、積極的な協力を求め「犬の正しい飼い方」の普及促進を図ること。

(3) 不用犬買上げ事業の推進について

市町村が実施主体である不用犬買上げ事業について、管内各市町村と十分な連絡をとりながら、事業の円滑な推進を図ること。

4 行政処分について

運動期間中の、いわゆる犬の不適正飼育者に対する処置については、特に厳しい行政処分で臨むこととし、次のとおり処理することとする。

(1) 宮崎県犬取締条例違反について

ア 条例第7条第2項の規定による指示(相違行為)

イ 条例第8条第1項の規定による措置、命令等、違反内容に則した文書措置を直ちにとり、再度違反者に対しては、人身事故等重大な事態の発生が予想される等の情勢をふまえながら、原則として告発等により事件処理をすること。

(2) 狂犬病予防法違反について

ア 捕獲犬のうち登録、注射未済のものに対しては、直ちに所定の手続をとらせることとし、不履行の場合には、告発等により処理すること。

(3) 証拠書類等の徴取

違反者から徴収する証拠書類については、事実申立書とし、徴取不能の場合には予防員又は技術員あるいは住民等による事実確認証拠書類等を徴しておくものとする。

5 報告

注②

この運動の結果については、別記結果表により、(運動)

注③

動管-10-③-③

期 間 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日

野 犬 及 び 放 し 飼 い 犬 の 追 放 運 動 結 果 表

H. C

捕獲頭数			捕獲の方法						返還頭数	買上げ頭数	引取り頭数	従事者									
捕獲総数	内訳		通常	早朝	おとり	薬殺	麻酔銃	その他				H C					市町村職員	警察	その他	従事者総数	
	放し飼犬	野犬										予防員	技術員	その他の職員	計	他HC職員					(麻酔銃)
苦情事故発生届出						指導及び処理					告発	普及啓蒙状況						咬傷犬			
人の被害	家庭環境の被害	公共物の被害	家畜家禽	農作物の被害	警察からの通報	計	指導票の交付	指示書の交付	指図命令書の	その他		計	打合せ会	座談会	一日狂犬病予防員	広報車によるもの	その他	計	頭数	検診件数	その他
備考																					

	注 釈 事 項
注①	実施期間 第1回 6月 第2回 9月 第3回 11月 第4回 2月
注②	この運動の実施期間は、6月、9月、11月、2月の各月のそれぞれの週間
注③	様式を一部改正
注④	別紙

注①

野犬及び放し飼い犬の追放運動結果表

昭和 年 月 日～ 月 日 _____ 保健所

捕獲頭数			捕獲時間		捕獲方法					返 引	取 頭 数	従事者				苦情届出				指導及び措置				告 発	啓蒙		咬傷事故								
※	内訳		時 間	時間外		ワ サ 等	薬 殺	捕 獲 お り	バ ケ ツ			吹 矢	そ の 他	保健所				市 町 村 職 員	そ の 他	※ 従 事 者 計	人	家 庭 環 境	公 共 物 家 畜 家 禽 等		※ 計	指 導 票	指 示 書	措 置 命 令 書	口 頭 指 導	※ 計	打 合 会	広 報 車	人	犬	調 査 日 数
	放 し 飼 い 犬	野 犬		早 朝	夕 方									予 防 員	技 術 員	そ の 他	※ 計																		

備考

〒 3 6 0
2 4 2 - 4 0
昭 53. 4. 14

各 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

狂犬病予防法施行細則の一部改正について
(通知)

犬関係業務については、鋭意努力されているところであるが、
施行細則(昭和25年12月1日規則第111号)の一部を下記
のとおり改正したので、市町村の指導方をよろしくお願いします。

記

狂犬病予防法施行細則の一部を別紙のとおり改正する。

1 改正の主旨

- (1) 第2条の注射実施獣医師の報告期日、翌月3日までを翌月
末日までに改める。
- (2) 第8条の市町村が犬登録手数料を徴収したときの手数料徴
収明細書の提出期日、翌月5日までを毎4半期の翌月の10
日までに改める。

- (3) 第8条第2項の市町村長の交付金申請期日、翌月15日ま
でを毎4半期の翌月10日までに改める。

- (4) 法文及び様式を整理した。

2 改正の理由

- (1) 登録手数料徴収明細書の提出は、別紙のとおり市町村長か
ら保健所に提出される期日が規則で定められている期日より
おくれており、毎年各保健所の事務監査において指摘されて
いるが、市町村の事務実態から見て期限内の提出には困難が
あるので、各4半期ごとに提出するよう改めた。ただし、4
・四半期については年度末であるから交付金交付の都合上3
月25日までに提出させること。
- (2) 畜犬登録交付金申請書を事務の簡素化を図るため交付金請
求書に改め登録手数料徴収明細書と同時に提出させ交付金請
求内容が確認しやすいようにしたこと。
- (3) 狂犬病予防注射実施獣医師の報告は集合注射時期の期限内
報告には無理があるので翌月末日までとした。また、犬の狂
犬病予防業務に関する交付金交付要綱による市町村の交付金
請求期日は、^{注①}注射実施獣医師の報告期日と同じ翌月の末日ま
でとしたこと。

主 管 課	現 行	改 正	備 考																																																																																								
	様式第1号 狂犬病予防注射実施報告書 年 月 日 宮崎県知事 殿 獣医師 住所 氏 名 (印) 月中に犬の狂犬病予防注射を次のとおり実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録番号</th> <th>犬の名</th> <th>種類</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>毛色</th> <th>特徴</th> <th>注射済票の番号</th> <th>注射年月日</th> <th>所有者又は管理者の氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	犬の登録番号	犬の名	種類	性別	年齢	毛色	特徴	注射済票の番号	注射年月日	所有者又は管理者の氏名	備考																																		別記 様式第1号(第2条関係) 狂犬病予防注射実施報告書 年 月 日 宮崎県知事 殿 獣医師 住所 氏 名 (印) 月中に犬の狂犬病予防注射を次のとおり実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>犬の登録番号</th> <th>犬の名</th> <th>種類</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>毛色</th> <th>特徴</th> <th>注射済票の番号</th> <th>注射年月日</th> <th>所有者又は管理者の氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	犬の登録番号	犬の名	種類	性別	年齢	毛色	特徴	注射済票の番号	注射年月日	所有者又は管理者の氏名	備考																																		
犬の登録番号	犬の名	種類	性別	年齢	毛色	特徴	注射済票の番号	注射年月日	所有者又は管理者の氏名	備考																																																																																	
犬の登録番号	犬の名	種類	性別	年齢	毛色	特徴	注射済票の番号	注射年月日	所有者又は管理者の氏名	備考																																																																																	

至 管 課	現 行	改 正	備 考																																																																																								
	様式第2号 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="11">評 価 書</th> </tr> <tr> <th>評価 月日</th> <th>評価 額</th> <th>犬の 種類</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>毛色</th> <th>特徴</th> <th>開始 日時</th> <th>終了 場所</th> <th>終了 日時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 上記のとおり評価する。 年 月 日 評価人住所 氏名 印 評価人住所 氏名 印 評価人住所 氏名 印	評 価 書											評価 月日	評価 額	犬の 種類	性別	年齢	毛色	特徴	開始 日時	終了 場所	終了 日時	備考																							様式第2号(第5条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="11">評 価 書</th> </tr> <tr> <th>評価 月日</th> <th>評価 額</th> <th>犬の 種類</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>毛色</th> <th>特徴</th> <th>開始 日時</th> <th>終了 場所</th> <th>終了 日時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 上記のとおり評価する。 年 月 日 評価人住所 氏名 印 評価人住所 氏名 印 評価人住所 氏名 印	評 価 書											評価 月日	評価 額	犬の 種類	性別	年齢	毛色	特徴	開始 日時	終了 場所	終了 日時	備考																							
評 価 書																																																																																											
評価 月日	評価 額	犬の 種類	性別	年齢	毛色	特徴	開始 日時	終了 場所	終了 日時	備考																																																																																	
評 価 書																																																																																											
評価 月日	評価 額	犬の 種類	性別	年齢	毛色	特徴	開始 日時	終了 場所	終了 日時	備考																																																																																	

主 管 課	現 行	改 正	備 考																																																																																														
	様式第3号 年 数 料 徴 収 明 細 書 年 月 日 宮崎県知事 殿 市町村長 氏 名 (印) 月々に犬の登録手数料を次のとおり徴収しその報告します。 内 訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">徴収 月日</th> <th rowspan="2">鑑札 番号</th> <th colspan="2">手数料の区分</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">犬の 名</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">性別</th> <th rowspan="2">毛 色</th> <th rowspan="2">年 令</th> <th rowspan="2">登録義務者 住所氏名</th> </tr> <tr> <th>登録</th> <th>所交付</th> <th>オス</th> <th>メス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	徴収 月日	鑑札 番号	手数料の区分		金額	犬の 名	種類	性別		毛 色	年 令	登録義務者 住所氏名	登録	所交付	オス	メス																																					様式第3号(第8条関係) 年 数 料 徴 収 明 細 書 注② 年 月 日 宮崎県知事 殿 市町村長 氏 名 (印) 年 月 から 年 月 までに犬の登録手数料を次の とおり徴収しその報告します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">徴収 月日</th> <th rowspan="2">鑑札 番号</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">犬の 名</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">性別</th> <th rowspan="2">毛 色</th> <th rowspan="2">年 令</th> <th rowspan="2">登録義務者 住所氏名</th> </tr> <tr> <th>オス</th> <th>メス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	徴収 月日	鑑札 番号	金額	犬の 名	種類	性別		毛 色	年 令	登録義務者 住所氏名	オス	メス																															
徴収 月日	鑑札 番号			手数料の区分					金額	犬の 名				種類	性別		毛 色	年 令	登録義務者 住所氏名																																																																														
		登録	所交付	オス	メス																																																																																												
徴収 月日	鑑札 番号	金額	犬の 名	種類	性別		毛 色	年 令	登録義務者 住所氏名																																																																																								
					オス	メス																																																																																											

主 管 課	現 行	改 正	備 考																							
	様式第4号 狂犬病予防交付金申請書 第 号 年 月 日 宮崎県知事 殿 市町村長 氏 名 印 次のとおり交付してください。 金 円 也 ただし 月分の犬の登録に要した経費 内 訳 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目 区分</th> <th style="width: 15%;">頭 数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 15%;">交付金</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登 録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用交付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	頭 数	金 額	交付金	備 考	登 録					用交付					様式第4号(第9条関係) 狂犬病予防交付金請求書 年 月 日 宮崎県知事 殿 市町村長 氏 名 印 <u>次のとおり狂犬病予防交付金を交付してください。</u> 注①: <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 15%;">登録頭数</th> <th style="width: 15%;">登録手数料</th> <th style="width: 15%;">交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期 間	登録頭数	登録手数料	交付金額					
項目 区分	頭 数	金 額	交付金	備 考																						
登 録																										
用交付																										
期 間	登録頭数	登録手数料	交付金額																							

	注 釈 事 項
注①	市町村の交付金請求期日は、毎四半期の翌月の１０日
注②	手数料徴収報告書
注③	次のとおり狂犬病予防交付金の交付を請求します

動管-12-A-③-①

平 3 6 0
2 4 2 ー 4 5 6
昭 53 9 13

各 保 健 所 長 殿

環 境 保 健 部 長

犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱
の改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正したので、関係市町村の指
導方をよろしくお願いします。

（文書取扱 環境衛生課）

狂犬病予防注射業務交付金交付要綱

昭和53年9月11日
環境保健部環境衛生課

犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱(昭和45年5月1日定め)の全部を改正する。

(目的)

第1条 県は、狂犬病予防業務の円滑な推進を図るため、県が実施する狂犬病予防注射業務に協力する市町村に対し予算に定めるところにより交付金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(対象経費及び交付額)

第2条 前条の交付金の交付の対象となる経費は、狂犬病予防注射業務に要する経費とし、それについての交付額は、狂犬病予防注射実施頭数に100円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村は、次の表の左欄に掲げる日までに当該右欄に掲げる期間に係る分の交付金に係る交付金請求書(別記様式)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

注①

7月10日	4月から6月まで
10月10日	7月から ⁹ 月まで
1月10日	¹⁰ 月から12月まで
4月10日	1月から3月まで

附 則

- この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。
- 昭和53年9月30日までに犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の規定によりなされた狂犬病予防業務に係る交付金については、なお従前の例による。

動管-12-A-③-③

別記様式

〇 〇 〇 - 〇 〇
昭

宮崎県知事

殿

市 町 村 長 名 印

狂犬病予防業務交付金請求書

注①

金, 円也

ただし、〇月から〇月までの狂犬病予防業務に要した交付金

内 訳

実施月	頭 数	金 額	交 付 金	備 考
	頭	円	円	

注 釈 事 項									
注①	交付金申請書								
注②	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>7月10日</td> <td>4月から 6月まで</td> </tr> <tr> <td>10月10日</td> <td>7月から 9月まで</td> </tr> <tr> <td>1月10日</td> <td>10月から12月まで</td> </tr> <tr> <td>4月10日</td> <td>1月から 3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	7月10日	4月から 6月まで	10月10日	7月から 9月まで	1月10日	10月から12月まで	4月10日	1月から 3月まで
7月10日	4月から 6月まで								
10月10日	7月から 9月まで								
1月10日	10月から12月まで								
4月10日	1月から 3月まで								
注③	狂犬病予防業務交付金申請書								

F 3 6 0

242 - 690

昭 55 12 23

各保健所長 殿

環境保健部長

犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の一部

改正について(通知)

このことについて、別添のとおり要綱を改正したのでよろしくお
取計らいください。

なお、市町村への連絡指導も併せてお願いします。

狂犬病予防注射業務交付金交付
要綱の一部を改正する要綱

昭和56年1月1日
環境保健部環境衛生課

犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱(昭和53年9月
11日定め)の一部を次のように改正する。

第3条中「交付金請求書(別記様式)」を「交付金申請書(別記
様式)」に改める。別記様式を次のように改める。

(別記様式省略)

附 則

- この要綱は、昭和56年1月1日から施行する。
- 昭和55年12月31日までに犬の狂犬病予防業務に関する交
付金交付要綱の規定によりなされた狂犬病予防業務に係る交付金
については、なお従前の例による。

別記様式

○ ○ - ○ ○
昭

宮 崎 県 知 事 殿

市町村長名

印

狂犬病予防注射業務交付金申請書

金 円也

ただし、○月から○月までの狂犬病予防注射業務に要した交付金

内 訳

実施月	頭 数	金 額	交付金	備 考
月	頭	円	円	

動管-13-A-③-①

F 3 9 0

242~328

昭.59.9.4

各保健所長 殿

環境保健部長

実務のしおりについて（通知）

このことについて、「動物の保護及び管理に関する法律」及び「へい獣処理場等に関する法律」に基づく業務の実務のしおりを別添のとおり送付します。

つきましては、下記の分類により書類整理の上、業務に活用してください。

記

「動物の保護及び管理に関する法律」に関する実務のしおり…2-D

「へい獣処理場等に関する法律」に関する実務のしおり…2-E

（文書取扱 環境衛生課）

不用ねこ引取り業務実施要綱

1 目 的

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条で「都道府県は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引取らなければならない。」と規定されており、更に市町村及びねこ飼育者等からの強い要請もあり、不用ねこの引取りを実施するものである。

2 引取りの対象

所有者の明らかなねこについてのみ引取りを実施するものである。

3 引取り機関

不用ねこの引取り業務は、（財）宮崎県公衆衛生センターに委託する。

4 引取り場所等

- (1) 引取り場所は、県内4か所の犬管理所とする。
- (2) 引取り時間は、勤務時間内とする。

5 引取り方法

- (1) 所有者から不用ねこの引取りを求められたときは、宮崎県使用料及び手数料徴収条例に規定する手数料を添えて不用ね

こ処分申込書を提出させ、麻袋に入れ逃げないようにして持移したものを犬管理所勤務員又は狂犬病予防技術員が引取るものとする。

- (2) 麻袋以外の容器等に入れて持移した不用ねこについては、犬管理所において所有者が麻袋に入れ替え、逃げないようにしたものを引取るものとする。

6 手数料

不用ねこ引取りに要する手数料は、ねこ一匹（子ねこにあつては、一腹）500円とする。

7 ねこの処分等

麻袋に入つたねこは、麻袋のまま殺処分し焼却するものとする。

8 報告等

不用ねこの引取り、処分の状況については、各犬管理所において別記様式2により記録するとともに、公衆衛生センター理事長は、その引取り、処分の状況を毎月別記様式3により、翌月の5日までに環境保健部長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

別記様式1

不用ねこ処分申込書

昭和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名

⑩

下記のねこを処分してください。

記

種 類	名 称	年 令	性 別	毛 色	体 格	備 考
			♂・メス		大・中・小	

別記様式2

不用ねこ引取り処分状況

昭和 年 月 日

年月日	処分申込件数	引取頭数	処分頭数	翌日への繰越頭数	備 考
計					

別記様式3

不用ねこ引取り、処分状況報告

昭和 年 月 日

宮崎県環境保健部長 殿

宮崎県公衆衛生センター理事長

昭和 年 月分の不用ねこの引取り、処分状況を下記のとおり報告します。

記

犬 管 理 所 名	引取件数	引取頭数	処分頭数	備 考
北部犬管理所				
中部犬管理所				
西部犬管理所				
南部犬管理所				
計				

動管-13-B-③-③

別記様式1

不用ねこ処分申込書

昭和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
申込者 氏名

①

下記のねこを処分してください。

記

種類	名称	年令	性別	毛色	体格	備考
			おす・めす		大・中・小	

宮崎県収入証紙貼付欄

別記様式2

不用ねこ引取り処分状況

昭和 年 月 日

年月日	処分申込件数	引取頭数	処分頭数	翌日への繰越頭数	備考
計					

別記様式3

不用ねこ引取り、処分状況報告

昭和 年 月 日

宮崎県環境保健部長 殿

宮崎県公衆衛生センター理事長

昭和 年 月分の不用ねこの引取り、処分状況を下記のとおり報告します。

記

犬管理所名	引取件数	引取頭数	処分頭数	備考
北部犬管理所				
中部犬管理所				
西部犬管理所				
南部犬管理所				
計				

目 次

内 容	番 号
犬取締条例の施行について	動管－ 1
犬鑑札等の処分について	動管－ 2－①
犬管理所の管理運営について	動管－ 3－⑤－①～⑤
県有自動車による犬の運搬に伴う運転実施要領の施行について	動管－ 4－③－①～③
犬捕獲器の取扱いについて	動管－ 5－②－①～②
宮崎県犬管理所勤務員宿舍の管理について	動管－ 6－②－①～②
捕獲犬払い下げ申請の取扱いについて	動管－ 7－②－①～②
犬取締条例及び犬取締条例施行規則の全部改正について	動管－ 8－⑩－①～⑩
麻酔銃の取扱要領について	動管－ 9－A－④－①～④
麻酔銃の取扱いに関する要領の運用について	動管－ 9－B－⑥－①～⑥
野犬及び放し飼い犬の追放運動実施要領	動管－ 10－③－①～③
狂犬病予防法の施行細則の一部改正について	動管－ 11－⑤－①～⑤
犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について	動管－ 12－A－③－①～③
犬の狂犬病予防業務に関する交付金交付要綱の改正について	動管－ 12－B－②－①～②
不用ねこ引取り業務実施要領	動管－ 13－A－③－①～③
不用ねこ引取り業務実施要領（一部改正）	動管－ 13－B－③－①～③
宮崎県危険な動物の飼養及び保管に関する条例の解説	動管－ 14

不用ねこ引取り業務実施要領

1 目 的

動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条で「都道府県は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引取らなければならない。」と規定されており、更に市町村及びねこ飼育者等からの強い要請もあり、不用ねこの引取りを実施するものである。

2 引取りの対象

所有者の明らかなねこについてのみ引取りを実施するものである。

3 引取り機関及び不用ねこ処分申込書（別記様式1）の提出先

(1) 不用ねこの引取り業務は、（財）宮崎県公衆衛生センターに委託する。

(2) 法第7条に規定する申出を行おうとする者は不用ねこ処分申込書を知事に提出するものとする。

4 引取り場所等

(1) 引取り場所は、県内4か所の犬管理所とする。

(2) 引取り時間は、勤務時間内とする。

5 引取り方法

(1) 所有者から不用ねこの引取りを求められたときは、不用ねこ処分申込書に6に規定する手数料（収入証紙）を添えて提出させ、麻袋に入れ逃げないようにして持参したものを犬管理所勤務員又は狂犬病予防技術員が引取るものとする。

(2) 麻袋以外の容器等に入れて持参した不用ねこについては、犬管理所において所有者が麻袋に入れ替え、逃げないようにしたものを引取るものとする。

6 手数料

不用ねこ引取りに要する手数料は、ねこ一匹（子ねこにあつては、一腹）650円とする。

7 ねこの処分等

麻袋に入つたねこは、麻袋のまま殺処分し焼却するものとする。

8 報告等

不用ねこの引取り、処分の状況については、各犬管理所において別記様式2により記録するとともに、公衆衛生センター理事長は、その引取り、処分の状況を毎月別記様式3により、翌月の5日までに環境保健部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から実施する。

動管-13-B-③-②

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

この要領は、平成5年4月1日から実施する。

(500円→650円)

この要領は平成8年4月1日から実施する。

(650円→680円)

この要領は平成9年4月1日から実施する。

(680円→690円)

この要領は、

62.12.18

所 長	副 所 長	課 長	課 員	取扱者

各保健所長 殿

2 4 2 - 6 7 4
昭 6 2 . 1 2 . 1 6

環境保健部長



咬傷犬の観察及び処分依頼並びに処分願提出済犬の
譲渡依頼に対する事務の取り扱いについて（通知）

動物管理業務につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、標記については、保健所の御意見も参考としながら検討してまいりましたが、今後は、下記により取り扱うことにしましたので、遺憾のないようお願いします。

記

1 咬傷犬については、飼育者に対し、宮崎県犬取締条例の規定に基づき、被害者の救護及び飼い犬の処置（2週間以上の観察等）について指示しているところですが、咬傷事故を起こした犬の飼育者がその当該咬傷犬を県で観察してくれるよう依頼してきた場合には、飼育者のモラルを高め、また観察期間中のトラブルを避けるため、原則として飼育者において、観察するよう指導すること。

但し、飼育者において、真に観察が困難であると判断される場合で、かつ、当該咬傷犬の所有権を放棄し、県に処分依頼があった場合は、犬管理所において狂犬病予防員が観察することとすること。

なお、この場合の飼養及び管理に要する経費については、無償とすること。

2 飼育者が犬の所有権を放棄し、県に対し、当該犬の処分依頼をしたにも拘らず、何らかの事由により再飼育したい旨の申し出があった場合は、「実務のしおり（動管－7－②－①）」により取り扱うこと。

なお、譲渡する際には、飼育者に対して、狂犬病予防法・犬取締条例及び関係法令に基づき、適正に犬を飼養管理するよう指導すること。

（文書取扱 環境衛生課）

動管-15

242-674

昭62.12.16

なお、譲渡する際には、飼育者に対して、狂犬病予防法・犬取締条例及び関係法令に基づき、適正に犬を飼養管理するよう指導すること。

各保健所長 殿

環境保健部長

咬傷犬の観察及び処分依頼並びに処分願提出済犬の

譲渡依頼に対する事務の取り扱いについて（通知）

（文書取扱 環境衛生課）

動物管理業務につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記については、保健所の御意見も参考としながら検討してまいりましたが、今後は、下記により取り扱うことにしましたので、遺憾のないようお願いします。

記

1 咬傷犬については、飼育者に対し、宮崎県犬取締条例の規定に基づき、被害者の救護及び飼い犬の処置（2週間以上の観察等）について指示しているところですが、咬傷事故を起こした犬の飼育者がその当該咬傷犬を県で観察してくれるよう依頼してきた場合には、飼育者のモラルを高め、また観察期間中のトラブルを避けるため、原則として飼育者において、観察するよう指導すること。

但し、飼育者において、真に観察が困難であると判断される場合で、かつ、当該咬傷犬の所有権を放棄し、県に処分依頼があった場合は、犬管理所において狂犬病予防員が観察することとする。

なお、この場合の飼養及び管理に要する経費については、無償とすること。

2 飼育者が犬の所有権を放棄し、県に対し、当該犬の処分依頼をしたにも拘らず、何らかの事由により再飼育したい旨の申し出があった場合は、「実務のしおり（動管-7-②-①）」により取り扱うこと。

動管 16

2 4 2 - 7 3 4

平成元年3月30日

各保健所長 殿

環境保健部長

「大型犬の適正な飼養及び管理に関する指導要領」の制定
について（通知）

犬による咬傷事故防止対策については、日頃より御配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、昭和63年6月11日日向市において、大型土佐犬による小学生の咬傷死亡事故が発生し、犬の所有者に対する啓発等の方法や動物管理行政一般について県議会及びマスコミからかなり厳しく指摘を受けたところであります。

重大事故発生につながる可能性が強い大型犬については、その飼養管理状況の実態把握に努めるとともに、適正な飼養及び管理に関する知識の普及啓発を図ることが重要かと思われます。

つきましては、大型犬による人への危害の発生を防止するため、今回、別添のとおり「大型犬の適正な飼養及び管理に関する指導要領」を定めたので、この要領に基づき、大型犬の適正な使用及び管理の指導をしていただくようよろしく申し上げます。

大型犬の適正な飼養及び管理に関する指導要領

1 目的

この要領は、大型犬の適正な飼養及び管理に関する必要な指導事項等を定め、大型犬による人への危害発生防止を図ることを目的とする。

2 対象大型犬の種類等

この要領で対象とする大型犬の種類は、次のとおりとする。

なお、これら大型犬の雑種等もこれに準ずるものとし、概ね体高60cm以上、体長70cm以上の犬とする。

- (1) 土佐犬
- (2) 秋田犬
- (3) 紀州犬
- (4) シェパード
- (5) ドーベルマン
- (6) グレートデン
- (7) セントバナード
- (8) そのほか、危険性があると判断される大型犬

3 「大型犬飼養者台帳」の整備

大型犬の飼養管理状況を常に把握し、適時適切に指導できる体制の確立を図るため各保健所において、「大型犬飼養者台帳」（別紙）を備えるものとする。

4 指導啓発

大型犬の飼養者に対し、次のとおり指導啓発を図るものとする。

- (1) 大型犬の飼養については、宮崎県犬取締条例第3条から第6条までの規定を遵守させるほか、特に、人に対する危害発生防止の観点から飼養施設（オリ・囲い等）内での飼養を強力に指導すること。
- (2) 飼養施設は、鉄格子・鉄板・ブロック等を用いた堅牢な構造とし、出入口の扉には、施錠設備を設けるよう指導すること。
- (3) 飼養施設は、体格に応じた適当な広さを有し、清掃が容易で衛生的な構造とするよう指導すること。
- (4) 飼養施設内における飼養がどうしても困難な場合にあっては、幼児・来訪者・通行人等に危害を加えるおそれのない場所に丈夫な鎖等で係留し、更に人止め柵等を設置するなどして危害発生防止に万全を期すること。
- (5) 飼養施設、鎖、首輪等の点検を常に行うよう指導すること。
- (6) 大型犬を飼養している旨の標示、標識等を誰にでも分かりやすい場所に掲示するよう指導すること。
- (7) 大型犬の運動、散歩については、制御できる人が鎖を短かく持ち、必要に応じ口輪を施すよう指導すること。また、人通りの多い場所、子供の遊び場所等を避け、通勤、通学時間帯を外すよう指導すること。
- (8) 大型犬が万一、逃走した場合には、飼養者の責任による捕獲を原則とするが、発見できない場合は、保健所又は警察署へ速やかに通報するよう指導すること。

5 事故発生時の措置

- (1) 大型犬による事故が発生した場合には、宮崎県犬取締条例第7条の規定に基づく措置を講じるとともに、当該犬による事故再発防止に万全を期すること。
- (2) 事故を起こした大型犬については、飼養の状況、事故発生場所、事故発生の動機、被害の状況等綿密な現地調査を実施し、かつ、「大型犬飼養者台帳」に記入するとともに事後指導の徹底を図ること。

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

(別 紙)

大型犬飼養者台帳

飼 養 者	住 所	市・郡					町・村				
氏 名						電 話					
犬 の 種 類	呼 び 名	性 別	年 令	体 格	毛 色			特 徴			
		♂・♀	才		白黒茶（ ）						
飼 養 目 的	①番犬 ②愛玩犬 ③狐犬 ④その他（ ）										
犬の飼養標識	①有【場所の適正；適・不適】 ②無										
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度						
犬の登録番号											
予防注射番号											
【犬の管理状況等】											
①オリで飼養（施錠 有・無） ②鎖で係留 ③屋内飼養											
④運動の方法（飼い主・奥さん・子供・その他 ； 朝・昼・夕方 ； 引き綱 使用・放した状態）											
⑤過去の咬傷事故（有・無） ____回											
⑥近所からの苦情等 有・無（内容； ）											
⑦その他の記録事項											

調査年月日	飼養状況	指導事項（下記の番号を記入する）
・ ・	適・概ね適・不適	について
・ ・	適・概ね適・不適	について
・ ・	適・概ね適・不適	について

主 な 指 導 事 項	1 飼い犬は、オリ・囲い等の中で飼養すること。
	2 飼い犬は、常に敷地内に丈夫な鎖等で係留しておくこと。
	3 飼い犬が、人畜その他に危害を加えないよう管理すること。
	4 飼い犬を敷地外に出す場合は、管理者が丈夫な引き綱等で引いて歩くこと。
	5 飼い犬の鎖や首輪を常に点検すること。
	6 飼い主は、犬に係る衛生、健康状態に気を付けるとともに他人への迷惑が及ばないよう配慮すること。
	7 その他

動管-17

242-697

平成2年3月20日

各保健所長 殿

環境保健部長

狂犬病予防法及び犬取締条例違反に係る「指導書」について（通知）

動物管理業務については、日ごろから格別の御配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、標記「指導書」を下記の理由等により別添のとおり作成しましたので、積極的な活用方をお願いします。

なお、この指導書は、不適正な飼育者に対する初期の指導であり、狂犬病予防技術員も発行できる様式としましたが、発行に当たっては高圧的な態度を厳に慎み、適正に執行されるよう御指導方をお願いします。

記

1 目的

狂犬病予防法及び宮崎県犬取締条例等に基づく動物管理業務のより一層の推進を図るために現場で発行できる「指導書」を作成し、活用するものである。

2 理由

(1) 現在の指導票は、宮崎県犬取締条例第3条から第6条までの規定に違反している事項についてのみの指導となっているため、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射履行義務違反等に対する指導ができない。

予防員等が実態調査を行う際、現場で指導するのにも効果的と思われる。

(2) 昭和61年度から（財）宮崎県公衆衛生センターへの業務委託の補助業務の1つとして「犬の正しい飼い方の指導」を追加したが、狂犬病予防技術員の業務に対する積極的な取り組みが期待される。

(3) 各ブロック協議会及び担当係長会議でも指導書の必要性が論議され、有効的な活用が期待される。

3 施行年月日

平成2年4月1日からとする。

（文書取扱 環境衛生課）

勤管-18

2 4 2 - 6 0 1

平成2年11月22日

各保健所長殿

環境保健部長

動物ふれあい啓発推進事業の推進について（依頼）

動物管理関係業務につきましては、日ごろより格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、本県の動物管理行政は、従来、狂犬病予防や動物による人身及び財産等に対する危害防止といった面に主眼を置いた、指導取締的行政を中心に展開してまいりました。

今後は社会の向上発展に伴い、生活にやすらぎと潤いをもたらす動物の真に適正な飼養管理について、幅広い指導啓発を行い、飼養者のモラル向上を図るとともに、動物を愛護する気風を招来する事が肝要となってきております。

このため、別添のとおり「動物ふれあい教室開催要領」および「仔犬の里親さがし実施要領」を定めまして、積極的に動物ふれあい啓発推進事業を推進することと致しました。

つきましては、この事業を一層推進するためにご協力していただきますようお願いいたします。

（文書取扱 環境衛生課）

動物ふれあい教室開催要領

1. 目的

動物への関心が芽生える幼児期から、動物とのふれあいを通じて動物の習性、適正な取扱い方等の知識を与え、動物への関心と動物を愛護する心を育てる。

2. 実施期間及び実施場所

- (1) 年間を通じ実施する。
- (2) 県内の各幼稚園、保育所等とする。

3. 主催

宮崎県（保健所）

4. 実施内容

- (1) 幼稚園、保育所等に保健所職員を派遣し、別紙式次第に基づき、動物愛護に係る講話、ビデオ、紙芝居、パネル展等を実施する。
- (2) 親しみやすい小動物（仔犬等）と直接ふれあう事により、肌を通して動物に対する関心を高める。

5. 対象者

幼稚園、保育所等の幼児

6. 講師等

保健所の職員

7. 参加申込み方法

別添申込書により、管轄保健所に申込む。

附 則

この要領は平成2年11月22日より施行する。

動物ふれあい教室次第（約70分）

1. 講師の紹介

保健所の職員が園児に自己紹介をする。

5分

2. 視聴覚等を利用した講話

30分

例1) 紙芝居

(15分)

動物を取り扱った紙芝居を上演

パネル、スライド等 (15分)

動物、特に犬による咬傷事故防止の説明

例2) ビデオ

(30分)

動物愛護啓発ビデオの上演

3. 動物とのふれあい

30分

- (1) 仔犬等親しみやすい小動物をサークル内で触れさせる。
- (2) 聴診器等を使い小動物も人間も心臓の動きが同じであることを実感させる。
- (3) 動物の可愛らしさ、肌のぬくもり、暖かさを感じさせるとともに、動物が生きていく為の自己防御能力（爪、歯）等をやさしく説明する。

4. プレゼント

5分

参加者に動物愛護のワッペン等の記念品をプレゼントする。

動物ふれあい教室申し込み書

申込月日：平成 年 月 日

保健所長 殿

幼稚園長
保育所長

印

幼稚園名 保育所名			
所在地			
連絡者（電話）	（電話） —		
開催希望日時	対象人数	担当者氏名	
第一希望日：平成 年 月 日			
第二希望日：平成 年 月 日			
備考（開催上の注意事項、要望事項等があれば御記入下さい）			